

白子町 ひまわり長寿プラン

＜第 10 期高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画＞

令和 6 年 3 月

白 子 町

はじめに



平成12年（2000年）の介護保険制度施行から20年以上が経過し、本町の高齢者の介護・福祉環境を取り巻く状況はさまざまな移り変わりを続けてきました。

当時の本町65歳以上人口は2,955人、高齢化率21.5%でしたが、令和5年10月現在では4,437人、高齢化率41.8%となり、今後も高齢化は進展していくことが見込まれています。

そういった状況下にあつて、本町においては全国的な動向と同様、「地域包括ケアシステム」を基盤とした高齢者の介護や福祉環境づくりを進めてきました。近年では、地域支援事業による介護予防の取組みなど、地域の実情を踏まえた取組みがより重視されるようになってきているほか、認知症基本法の施行に基づく認知症対策や成年後見制度の運用充実といった、多様な観点による高齢者支援の取組みがさらに求められるようになっていきます。

さらに、こうした動きの背景として、「地域共生社会の実現」についても全国的に位置づけられるようになってきました。高齢者ばかりでなく、障害者、子育てなど、まちづくり全般において、町民のさまざまな活動や取組みを喚起しつつ、ともに暮らし、関わり合いながら社会を形づくっていくことの重要性が、これまで以上に認識されるようになっていきます。

こうした中、本計画の実現にあたっては、高齢者やそのご家族、地域の皆様、医療・福祉等関係機関及びサービス提供事業者などとの連携を図りながら取り組んでまいります。皆様のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、計画策定にあたり、貴重なご意見やご指導をいただきました「白子町ひまわり長寿プラン策定委員会」委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました町民の皆様、関係各位に対し、心からお礼申し上げます。

令和6年3月

白子町長 石井和芳

目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画策定の位置づけ	2
3. 計画の期間	2
4. 計画の策定体制	3
5. 計画の進行管理	3
6. 介護保険法の改正等に関わるポイント	4
第2章 高齢者を取り巻く状況	6
1. 人口・世帯などの状況	6
(1) 白子町の概要	6
(2) 人口	7
(3) 世帯の状況	10
(4) 住居の状況	12
(5) 高齢者の就業状況	12
2. アンケート調査からみた高齢者の生活状況	13
(1) アンケート調査の概要	13
(2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果の概要	14
(3) 在宅介護実態調査結果の概要	19
(4) 事業者等調査結果の概要	22
(5) 調査結果まとめ	23
3. 介護保険事業の状況	24
(1) 要支援・要介護認定者・認定率	24
(2) 給付実績と計画値の比較	25
第3章 計画の基本的な考え方	27
1. 基本的な考え方	27
(1) 基本的な方針	27
(2) 日常生活圏域の設定	29
2. 基本目標と指標の設定	30
(1) 第8期計画指標の達成度	30
(2) 基本目標・指標の設定	32
第4章 目標と施策	35
基本目標1 健やかで自立した生活づくりの推進	35
(1) 健康づくりの普及・啓発	35
基本目標2 安心して暮らせる地域づくりの推進	41
第2—1 地域包括ケアの体制	41
(1) 地域包括ケア体制の構築と推進	41
(2) 自主的な地域福祉活動等の促進	43

第2—2 介護保険事業の推進	44
(1) 介護保険事業の適正な運営	44
(2) 居宅サービス	46
(3) 地域密着型サービス	48
(4) 施設サービス	50
(5) 居宅介護支援	51
(6) 保険料について	52
第2—3 高齢者福祉サービスの充実	56
(1) 生活支援サービスの充実	56
(2) 認知症支援策の充実	57
(3) 入居施設等の確保	59
基本目標3 活動的で充実した暮らしづくりの推進	60
(1) 生涯学習・文化活動	60
(2) スポーツ・レクリエーション活動	60
(3) 白子スマイルクラブ活動	61
(4) ふれあい・交流事業	62
(5) 就労対策	63
(6) 地域活動の担い手としての高齢者活躍支援	63
基本目標4 高齢者の安全の確保と尊厳の保持	64
(1) 防災対策	64
(2) 感染症対策の促進	65
(3) 交通事故防止対策	65
(4) バリアフリー化の推進	65
(5) 高齢者虐待の防止と権利擁護	66
(6) 白子町成年後見制度利用促進基本計画	66
(資料)	68
1. 白子町ひまわり長寿プラン策定委員会委員名簿	68
2. 策定経過	69

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

日本の総人口は、令和2年10月1日に約1億2,588万人、うち65歳以上の高齢者人口は、約3,619万人、総人口に占める割合（高齢化率）は、約28%で、4人に1人以上が高齢者となっています。

今後、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる令和7年（2025年）、さらに団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）に向けて、全国的な高齢者人口はピークを迎えると想定されています。

本町の高齢化率は、平成27年に30%台、令和2年に40%台に達し、全国・千葉県を上回る高水準で推移してきました。今後も、高齢化率は上昇を続け、令和17年には50%台に達することが予想されています。

そのため、本町においては、国の制度を活用しながらも、本町の特性にあった介護サービスの基盤を整備していくことが重要となります。また、現役世代人口が減少する一方で、高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加、認知症高齢者の増加などにより、複合的な支援が必要な高齢者が急激に増加することが見込まれるため、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保についても検討していく必要があります。

このような中、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域共生社会の実現のため、これまで構築を進めてきた地域包括ケアシステムをさらに深化させることが必要です。

そのため、本計画は、その人らしい生活を営めるような地域社会づくりに向けた高齢者福祉計画と、介護保険の適正かつ円滑な運営を推進する介護保険事業計画を一体的に策定し、本町の総合的な高齢者施策の指針とします。

2. 計画策定の位置づけ

高齢者福祉計画は、老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づいて策定するもので、高齢者福祉サービスの目標事業量及び供給体制の確保に関し必要な事項を定めるものです。

介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条の規定に基づき策定するもので、介護保険制度を円滑に推進するために計画されるものです。

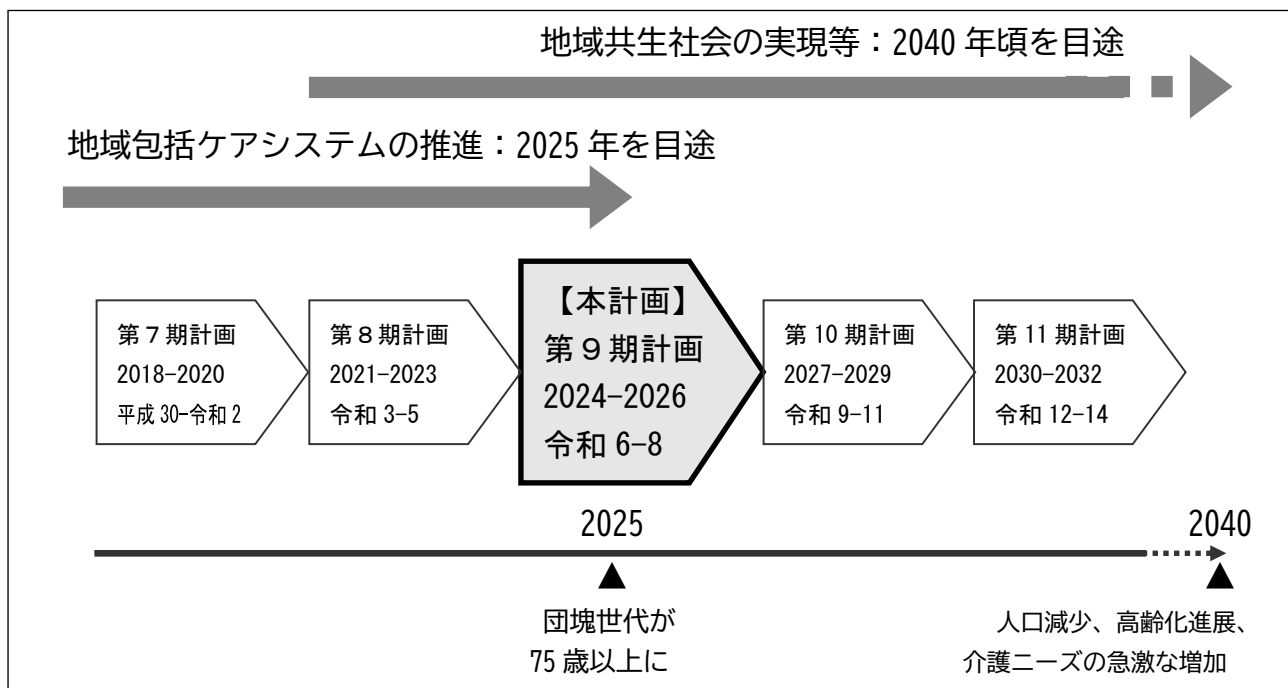
本計画は、老人福祉法及び介護保険法に基づく「老人福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。

また、「地域共生社会」の実現を目指して、高齢者・障がい者・児童を隔てずに、福祉サービスをこれまでの「縦割り」から「丸ごと」とし、スムーズなサービス提供や地域で支えるため、障がい福祉計画等、各種関連計画との連携、整合性を図るよう留意し策定します。

3. 計画の期間

本計画は、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間を計画期間とします。

■中・長期を見据えた計画のあり方（主に介護保険事業計画）



4. 計画の策定体制

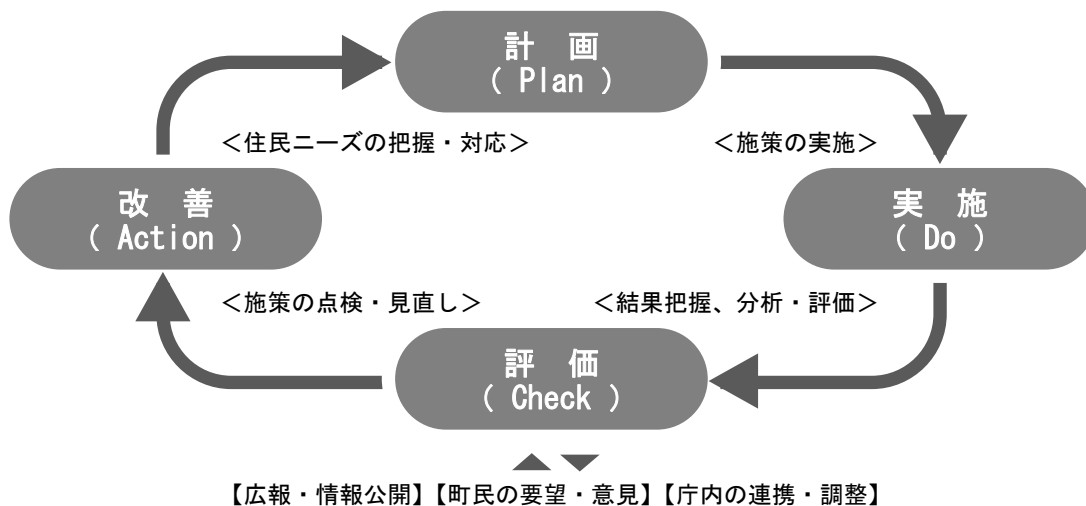
本計画の策定に当たっては、庁内関係部署との連携のもと、これまでの事業実績等を踏まえながら計画の原案づくりを行うとともに、保健・医療・福祉の各専門分野の代表者や被保険者の代表からなる「白子町ひまわり長寿プラン策定委員会」を設置し、意見や提言等を頂きながら策定しています。

5. 計画の進行管理

計画の進行に当たっては、その達成状況を点検し、その結果に基づいて対策を実施することが重要となるため、保険者機能強化推進交付金等の評価結果の活用も含め、「白子町ひまわり長寿プラン策定委員会」等において進捗状況の内容を報告します。

さらに、そこで出された意見等を参考にし、具体的な施策の検討・調整を行います。

■PDCAサイクル



6. 介護保険法の改正等に関わるポイント

本計画策定に関わる、介護保険法改正等に関わるポイントについては、次のような点が挙げられます。

＜参考＞ 「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第31号）の概要

項目	内容	
改正の趣旨	<p>全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、出産育児一時金に係る後期高齢者医療制度からの支援金の導入、後期高齢者医療制度における後期高齢者負担率の見直し、前期財政調整制度における報酬調整の導入、医療費適正化計画の実効性の確保のための見直し、かかりつけ医機能が発揮される制度整備、市町村による介護情報の収集・提供等に係る事業の創設等の措置を講ずる。</p>	
改正の概要 (介護保険法の一部改正について、市町村事業計画に関する要点を抜粋)	(1) 介護サービスを提供する事業所等における生産性の向上に関する事項	<p>○ 市町村介護保険事業計画において、介護給付等対象サービスの提供等のための事業所又は施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する都道府県と連携した取組に関する事項について定めるよう努める。</p>
	(2) 複合型サービスの定義の見直しに関する事項	<p>○ 訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せにより提供されるサービスについて、その内容を明確化する</p>
	(3) 地域包括支援センターの業務の見直しに関する事項	<p>○ 介護予防支援の実施に係る介護保険法指定の申請について、地域包括支援センターの設置者に加えて指定居宅介護支援事業者も行うことができるものとする。</p> <p>○ 市町村長は、介護予防サービス計画の検証の実施に当たって必要があると認めるときは、申請に基づく指定を受けた指定介護予防支援事業者に対し、当該計画の実施状況その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報の提供を求めることができるものとする。</p> <p>○ 地域包括支援センターの設置者は、指定居宅介護支援事業者その他の厚生労働省令で定める者に対し、事業の一部を委託することができるものとする。</p>
	(4) 介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等に関する事項	<p>○ 介護サービス事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、介護サービス事業者経営情報を、当該事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならないものとする。</p>

項 目	内 容	
	(5) 介護情報の収集・提供等に係る事業の創設に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村が行う地域支援事業に、被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るため、被保険者、介護サービス事業者その他の関係者が被保険者に係る情報を共有し、及び活用することを促進する事業を追加する。 ○ 市町村は、事業実施に係る被保険者又は被保険者であった者に係る情報の収集、整理、利用又は提供に関する事務の全部又は一部を支払基金等に委託することができる。 ○ 市町村は、事務を委託する場合は、他の市町村、社会保険診療報酬支払基金法第1条に規定する保険者及び法令の規定により医療に関する給付その他の事務を行う、省令で定めるものと共同して委託する。
	(6) 介護保険事業計画の見直しに関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村は、都道府県における医療提供体制の確保に関する協議の結果を考慮して、介護保険事業計画を作成するよう努める。

また、法改正等に基づき、国においては、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「基本指針」という。）が定められ、市町村は基本指針をもとに市町村介護保険事業計画を作成することとなっています。本計画における基本指針の見直しに関わるポイントとして、以下のような点が示されています。

＜参考＞ 「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第31号）の概要

<p>1. 介護サービス基盤の計画的な整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備 ② 在宅サービスの充実 <p>2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地域共生社会の実現 ② デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備 ③ 保険者機能の強化 <p>3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施 ・ 都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用。 ・ 介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

－厚生労働省資料より作成－

第2章 高齢者を取り巻く状況

1. 人口・世帯などの状況

(1) 白子町の概要

本町は千葉県長生郡の太平洋に臨む九十九里海岸沿いに位置し、海岸沿いの松林や内陸の田園といった自然環境に包まれ、温泉にも恵まれた自然あふれる町です。長生郡の中核的都市である茂原市に隣接し、また県都千葉市への交通の利便性も比較的良好です。

町の人口は、令和5年10月1日現在で10,603人であり、平成の初め頃までは首都圏の住宅立地の外延化傾向を受けて増加してきましたが、平成7年以降減少傾向に転じています。

太平洋を流れる暖流の影響を受け、年間を通じて温暖で過ごしやすい気候をいかした農業や観光が町の主要産業となっています。農業については、米や野菜、畜産物などが生産され、首都圏等への食糧供給基地としての役割を担っています。観光については、従来からの海水浴に加え、テニスやグラウンドゴルフ等のスポーツ利用客の増加により、安定した産業として定着しており、スポーツの町としての知名度も高まっています。

また、自然の恵みである温泉も観光資源として活用されています。土地利用は、農地、山林といった自然的土地利用が中心ですが、海岸沿いの県道に沿って集落や商業・観光施設等が立地しているほか、町内各地に分散して集落が形成されています。

(2) 人口

本町の総人口は、令和5年10月1日現在で10,603人、高齢化率41.8%となっています。また、前期高齢者比率が19.2%、後期高齢者比率が22.7%と、前期・後期高齢者比率は同程度となっています。

第9期計画期間中は、前期高齢者人口は減少に転じる一方、後期高齢者人口は一層の増加が見込まれ、より介護が必要な後期高齢者人口の比重が高まり続けることが懸念されます。

なお、高齢化率は、団塊ジュニア世代が前期高齢者となる令和22年まで上昇を続けることを見込まれます。

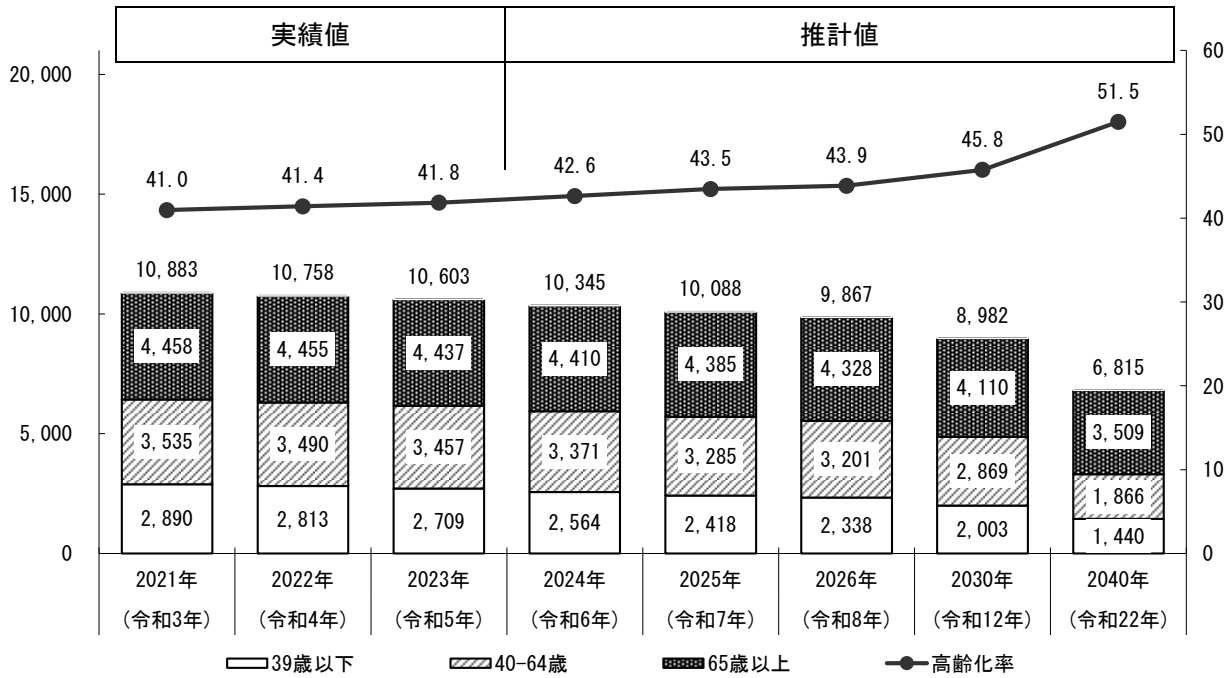
■人口の推移と推計

	実績			推計				
	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	令和 8年	令和 12年	令和 22年
39歳以下	2,890	2,813	2,709	2,564	2,418	2,338	2,003	1,440
40～64歳	3,535	3,490	3,457	3,371	3,285	3,201	2,869	1,866
65～74歳（前期高齢者）	2,250	2,148	2,033	1,941	1,846	1,773	1,485	1,332
75～84歳（後期高齢者）	1,515	1,617	1,688	1,739	1,795	1,791	1,784	1,175
85歳以上（後期高齢者）	693	690	716	730	744	764	841	1,002
総人口	10,883	10,758	10,603	10,345	10,088	9,867	8,982	6,815
高齢化率	41.0%	41.4%	41.8%	42.6%	43.5%	43.9%	45.8%	51.5%
うち前期高齢者	20.7%	20.0%	19.2%	18.8%	18.3%	18.0%	16.5%	19.5%
うち後期高齢者	20.3%	21.4%	22.7%	23.9%	25.2%	25.9%	29.2%	31.9%

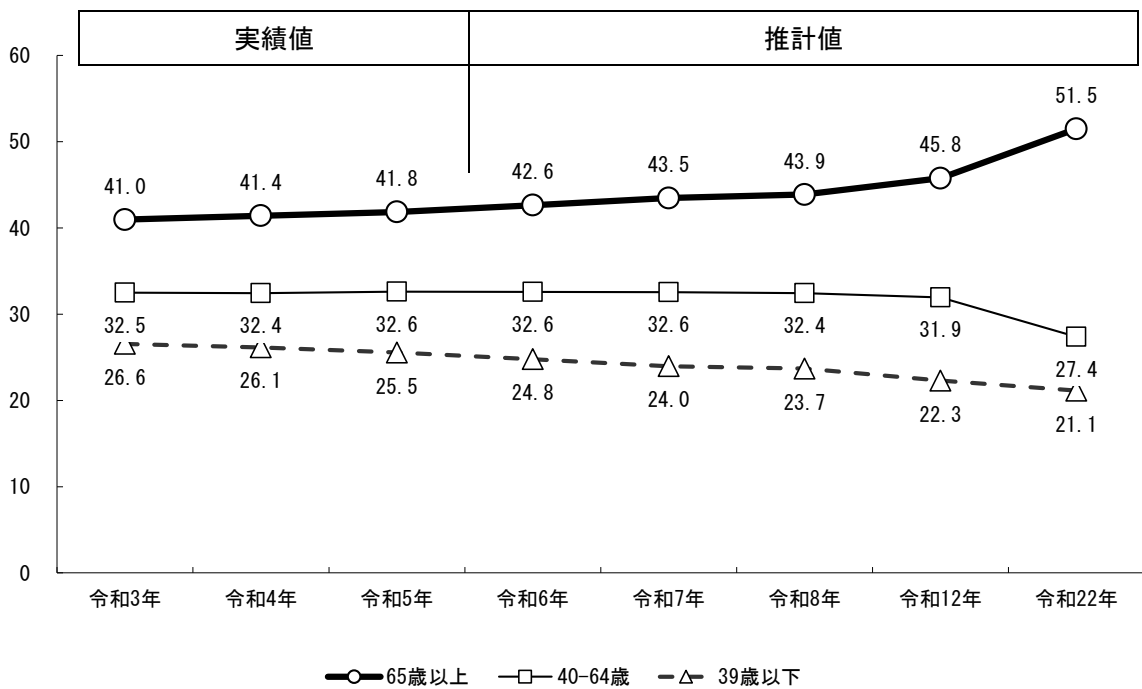
資料：住民基本台帳人口（各年10月1日）、厚生労働省「見える化システム」

■ 総人口、高齢化率の推移
(人)

(%)

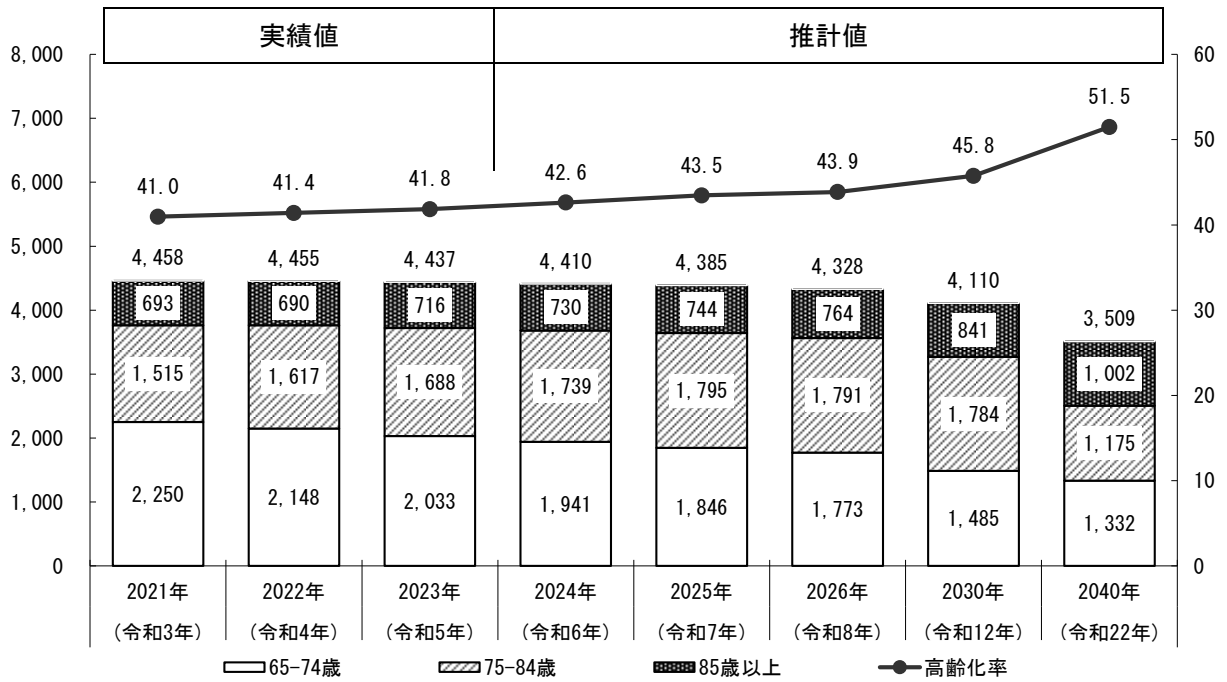


■ 人口構成比の推移
(%)

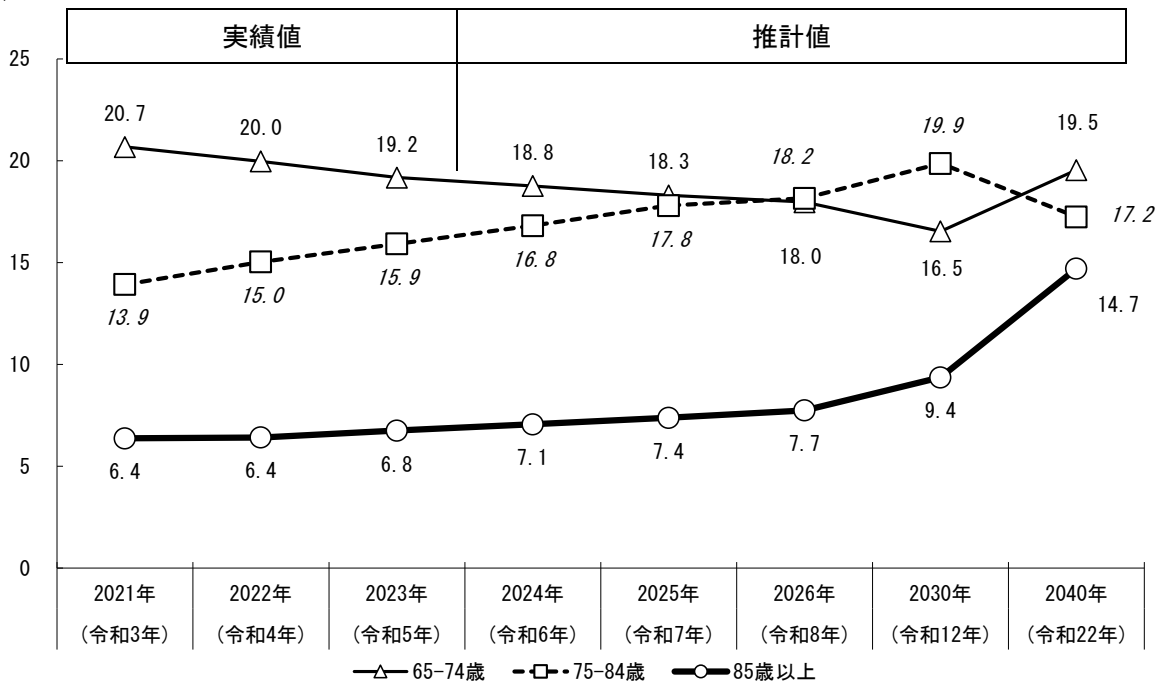


■高齢者区分別人口の推移
(人)

(%)



■高齢者区分別人口比率の推移
(%)



(3) 世帯の状況

本町の一般世帯数は横ばいまたはやや減少傾向で推移していますが、高齢夫婦世帯数、高齢独居世帯数は増加しており、一般世帯に占める高齢者のいる世帯の割合は、令和2年時点で66.5%、高齢独居世帯の割合は17.5%に達しています。

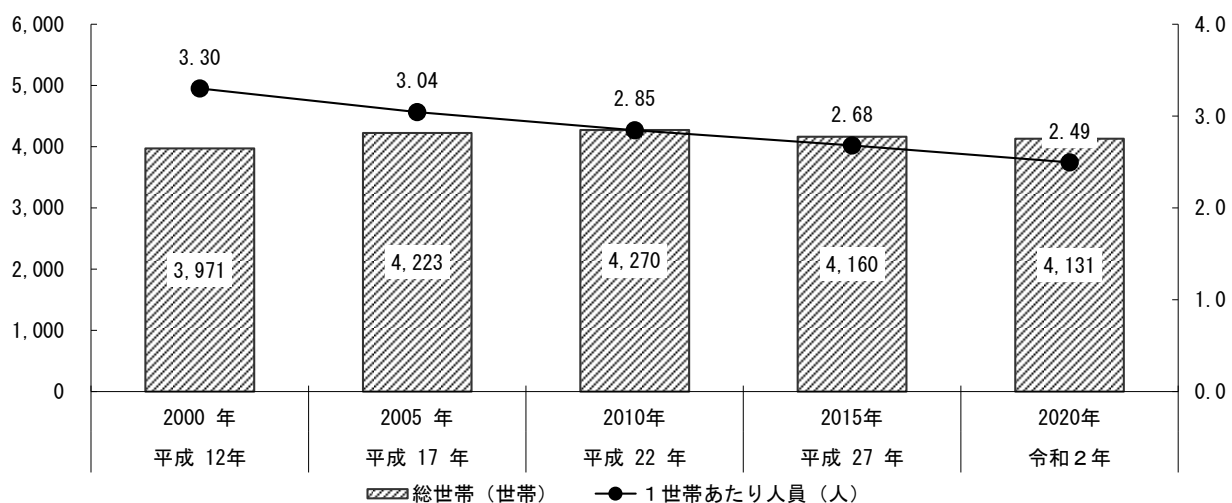
■世帯の状況

	実績				
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数	3,971	4,223	4,270	4,160	4,131
高齢者を含む世帯数	2,034	2,328	2,468	2,703	2,747
高齢夫婦世帯数	249	356	429	547	639
高齢独居世帯数	271	343	449	608	724
(参考) 総人口	13,103	12,850	12,151	11,149	10,305
平均世帯人員	3.30	3.04	2.85	2.68	2.49

資料：国勢調査

■世帯数の推移

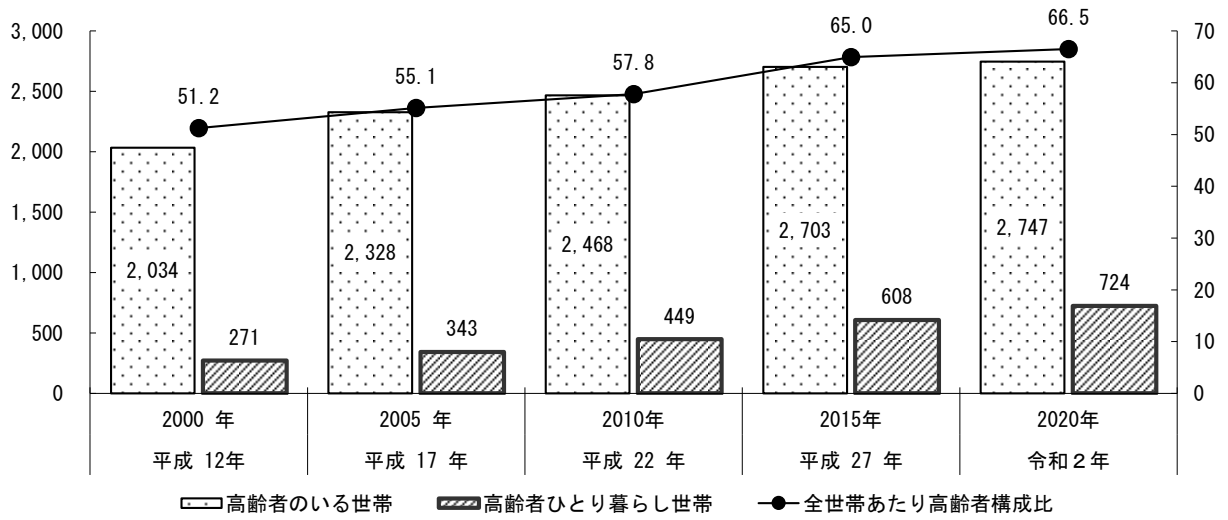
(世帯)



■高齢者のいる世帯の推移

(世帯)

(%)



■千葉県・全国及び近隣市町村の高齢独居世帯の割合

	白子町	千葉県	全国	茂原市	一宮町	睦沢町	長生村	長柄町	長南町
平成27年	14.6	9.9	11.1	10.6	12.3	10.4	11.0	12.8	12.9
令和2年	17.5	10.8	12.1	12.9	13.2	14.8	12.7	14.3	15.6

資料：国勢調査

(4) 住居の状況

本町の高齢者は、ほとんどが持ち家の戸建住宅に住んでいます。

■住居の状況

	世帯数	構成比
総数	4,131	100.0%
持ち家	3,793	91.8%
公営・都市再生機構・公社の借家	41	1.0%
民営の借家	186	4.5%
給与住宅	26	0.6%
間借り	58	1.4%
住宅以外に住む一般世帯	27	0.7%
不詳	—	—

資料：令和2年国勢調査

(5) 高齢者の就業状況

本町の65歳以上の就業者数は1,196人、就業率は28.7%となっており、性別では、男性が36.9%、女性が21.5%となっています。これらは、全国や千葉県と比べ高い割合となっています。

■高齢者の就業状況

	白子町	千葉県	全国
高齢者人口（人）	4,162	1,699,991	35,335,805
65歳以上就業者数（人）	1,196	405,038	8,724,474
うち男性	722	242,470	5,104,553
うち女性	474	162,568	3,619,921
65歳以上就業率	28.7%	23.8%	24.7%
うち男性	36.9%	31.8%	33.3%
うち女性	21.5%	17.3%	18.1%

資料：令和2年国勢調査

2. アンケート調査からみた高齢者の生活状況

(1) アンケート調査の概要

本計画（白子町ひまわり長寿プラン）」の策定にあたり実施した、2種類のアンケート調査（「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」）の集計結果について、本町が取り組むべき高齢者福祉や介護保険に関わる施策・事業体系構築の参考情報として、概要を紹介します。

■調査概要

項目	介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査	在宅介護実態調査
○対象者	本町の介護保険の第1号被保険者である方のうち、要介護認定者以外の方、及び事業対象者	本町の介護保険の要介護認定者で、施設入所されていない方
○調査票の配布・回収方法	郵送による配布・回収	郵送による配布・回収
○配布数	1,000票	400票
○有効回収数	711票	260票
○有効回収率	71.1%	65.0%

■調査日程

項目	時期
○調査票の設計	令和4年12月～ 令和5年 1月
○調査票の印刷・発送準備	令和5年 1月
○調査票の配布・回収	令和5年 2月
○調査結果の集計・とりまとめ	令和5年 3月

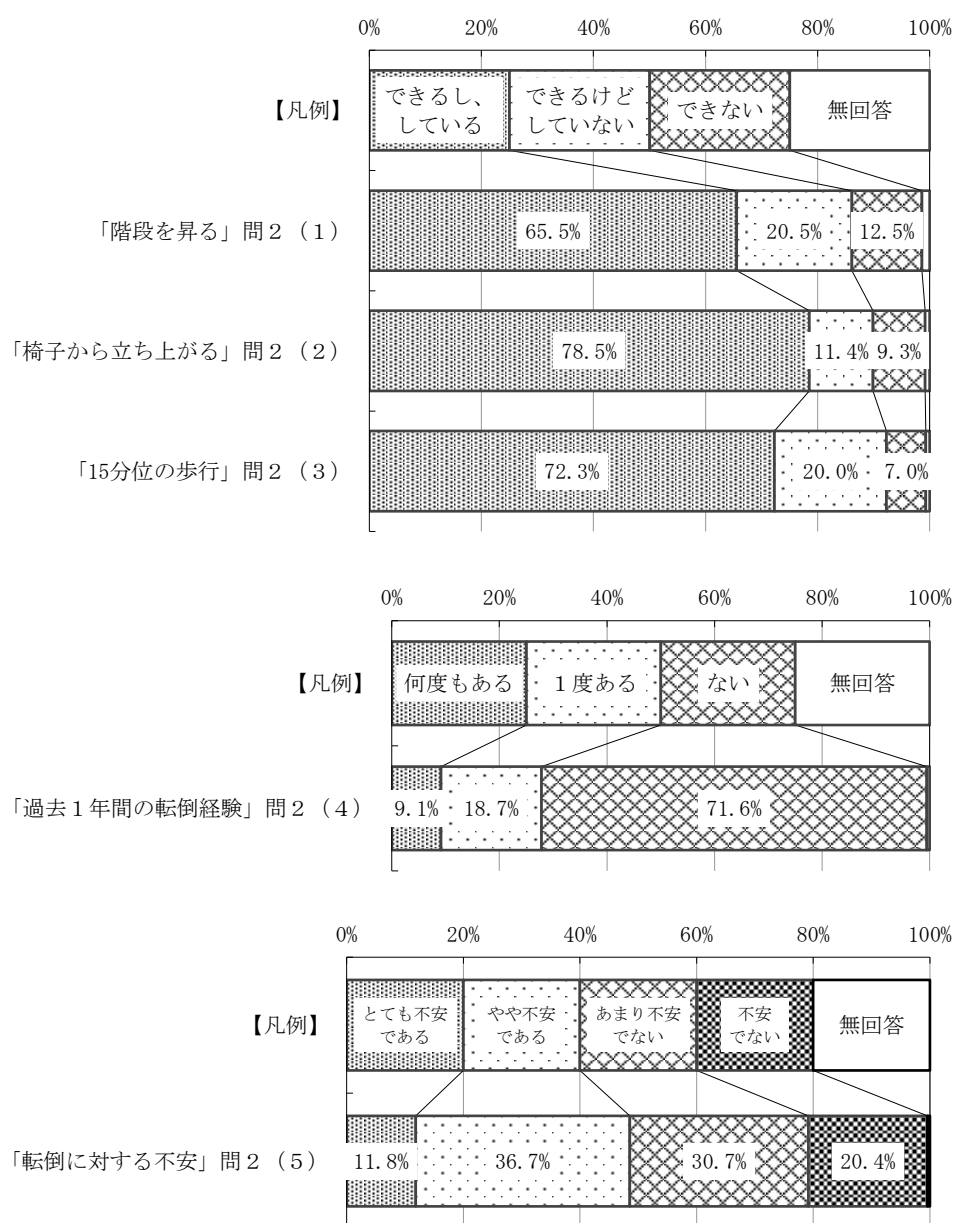
(2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果の概要

＜＜将来の要介護リスク関連＞＞

■からだを動かすこと

階段を昇ったり、椅子から立ち上がることについては、多くの方が「できるし、している」一方で、「できない」方も1割前後見られます。

また、過去1年の転倒経験がある方は3割近くに及び、転倒に対する不安がある方は半数近くと多くなっています。

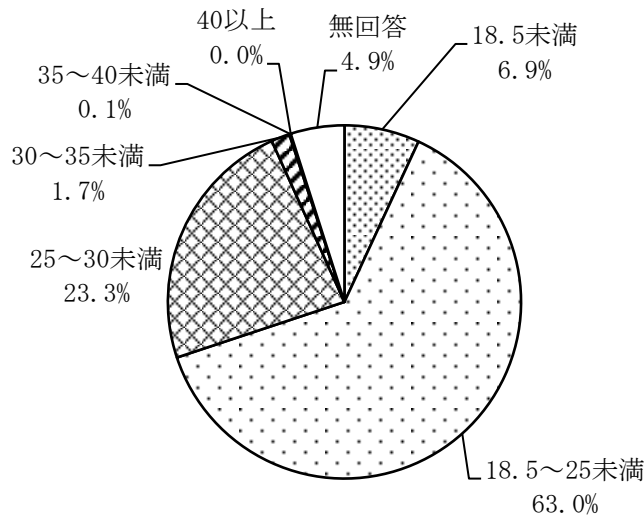


■栄養や体格

日常の栄養摂取や体格面に関しては、BMI値について、標準（18.5以上～25.0未満）である方が6割台と多い一方、やや肥満（肥満1度）な方が2割台見られる状況です。

また、最近の体重減少について、1割程度の方が「あり」と回答しており、適切な栄養摂取や体力の維持が難しくなる方がいることも考えられます。

[BMI]



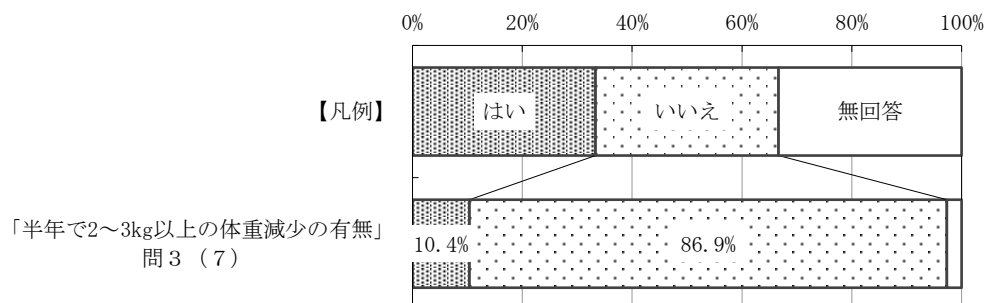
(BMIの基準)

状態	BMIの指標	
低体重 (痩せ)	18.5未満	低体重
普通体重	18.5以上～25.0未満	標準
肥満 (1度)	25.0以上～30.0未満	肥満
肥満 (2度)	30.0以上～35.0未満	
肥満 (3度)	35.0以上～40.0未満	高度肥満
肥満 (4度)	40.0以上	

※BMI値：Body Mass Indexの略。大人の体格を示す目安になる指標となるもの。

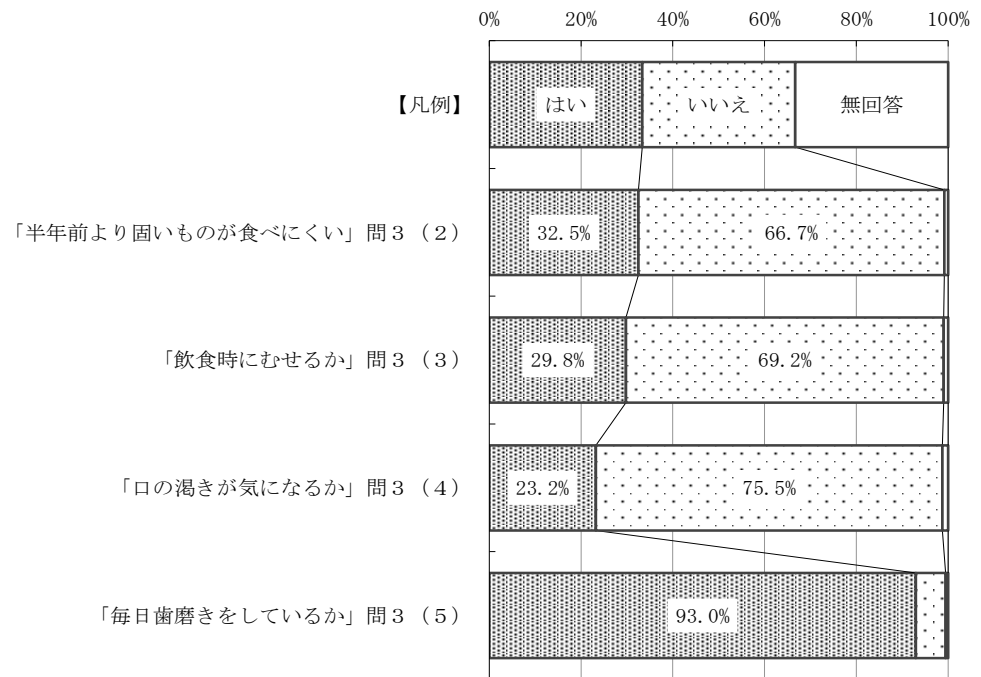
(身長・体重のバランス、計算式は「体重 (kg) ÷身長 (m) ÷身長 (m)」)

[最近の体重減少の有無]



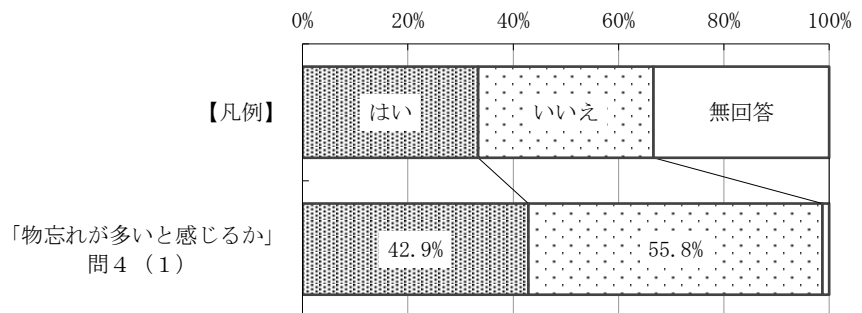
■口腔機能

口腔機能については、食べにくさやむせる、口の渇きなどをを感じる方が2～3割程度見られます。また、歯磨きについては9割以上の方が毎日の習慣としています。



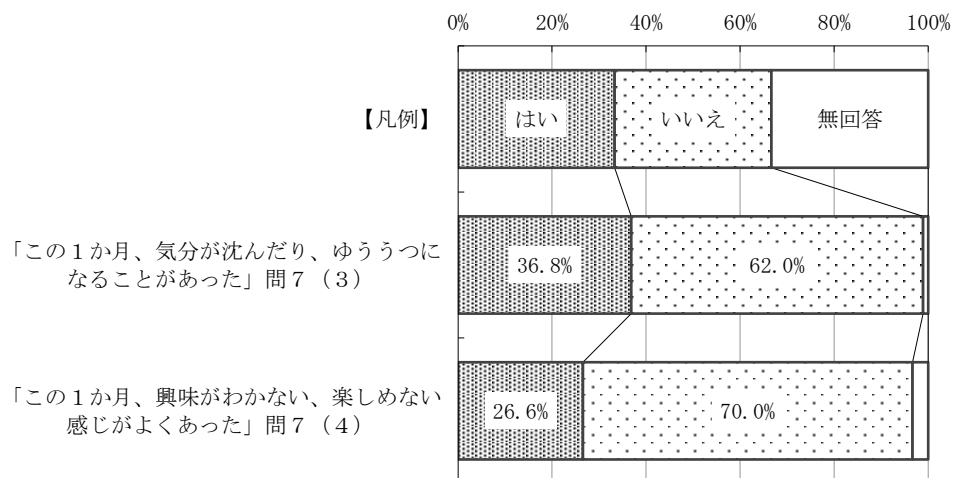
■認知機能

忘れが多いと感じる方は4割台に及び、認知機能の低下が懸念されます。



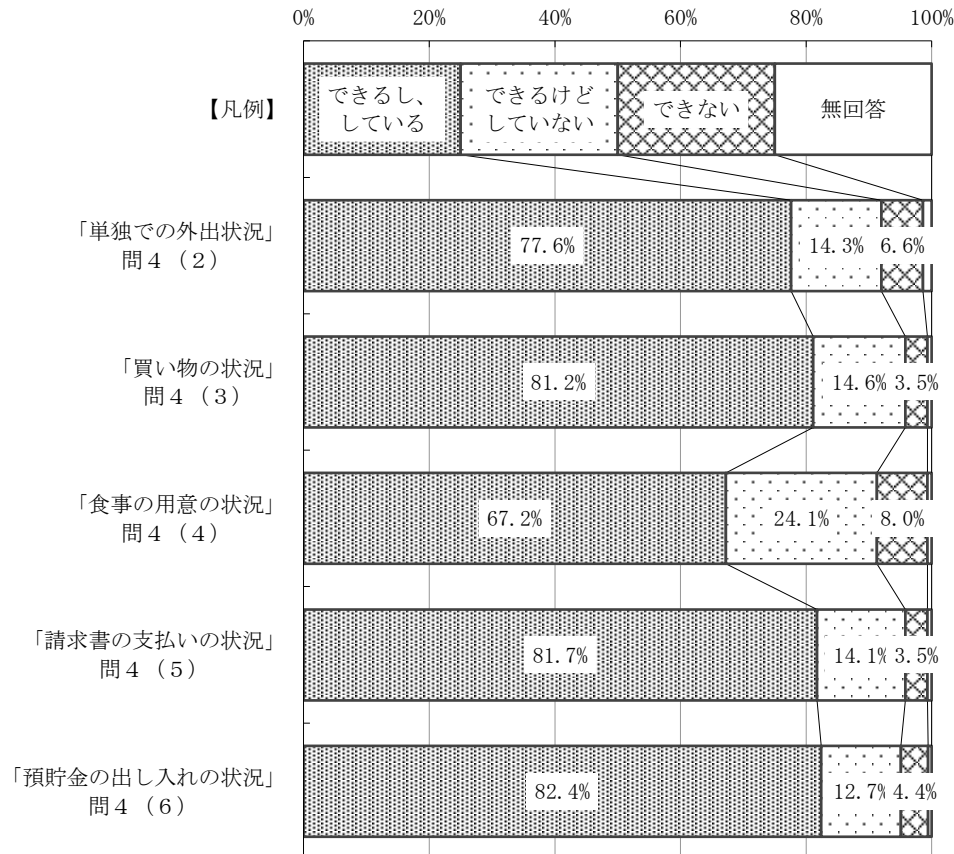
■うつ

気分が沈んだり、楽しめないなど感じる方は2～3割台となっており、心身の安定、心の健康面への配慮なども必要になると考えられます。



■生活上の自立（手段的自立度（IADL））

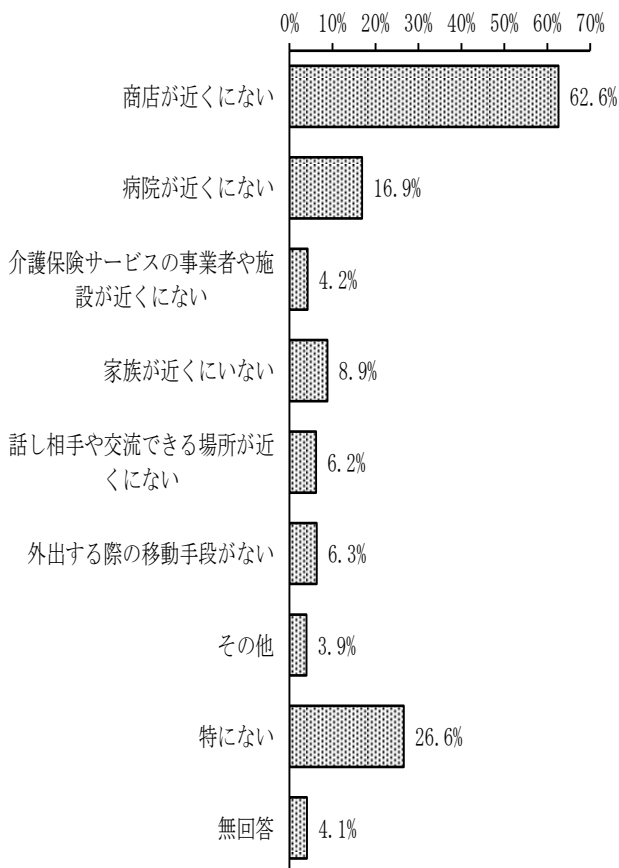
生活上の自立状況（できる、できないなど）については、外出、買い物、食事といった場面において、多くの方が「できるし、している」と回答しています。一方で、食事の用意については、「できるけどしていない」方が2割台と比較的多くなっています。



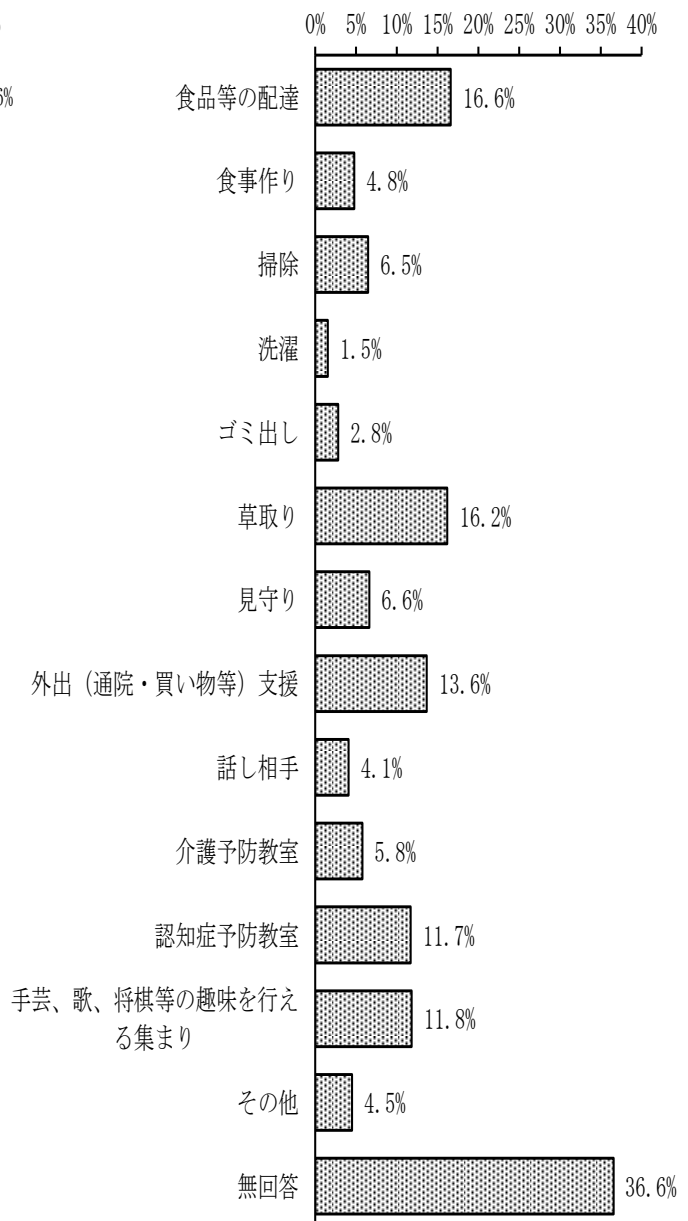
<<居宅生活関連>>

日常の生活関連での困りごとや要望としては、商店（買い物）に関するものが多く挙がっています。また、サービスに関する要望としては、草取りや外出支援などが比較的多く挙がっています。

■生活上の困りごと (複数回答)



■身近にあればよいサービス (複数回答)



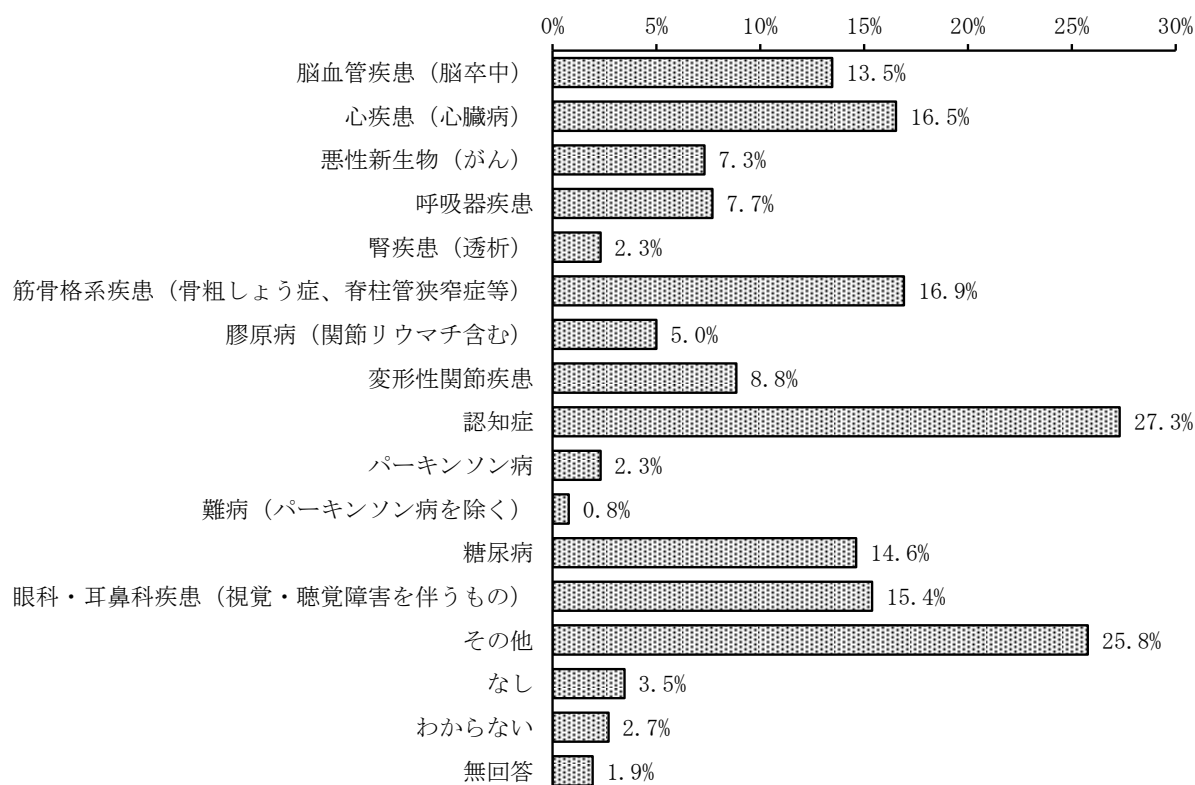
(3) 在宅介護実態調査結果の概要

<<傷病やサービス利用状況>>

■現在抱えている傷病

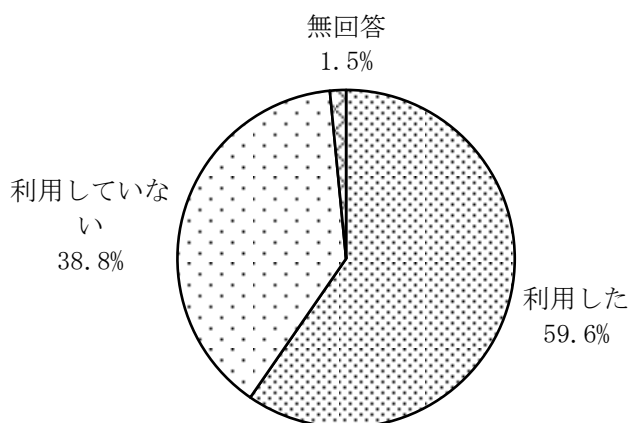
(複数回答)

「現在抱えている傷病」については、「認知症」が多く挙がっています。介護が必要となる主な要因となっている状況と考えられます。



■介護保険サービスの利用状況

約6割の方が介護保険サービスを利用しています。



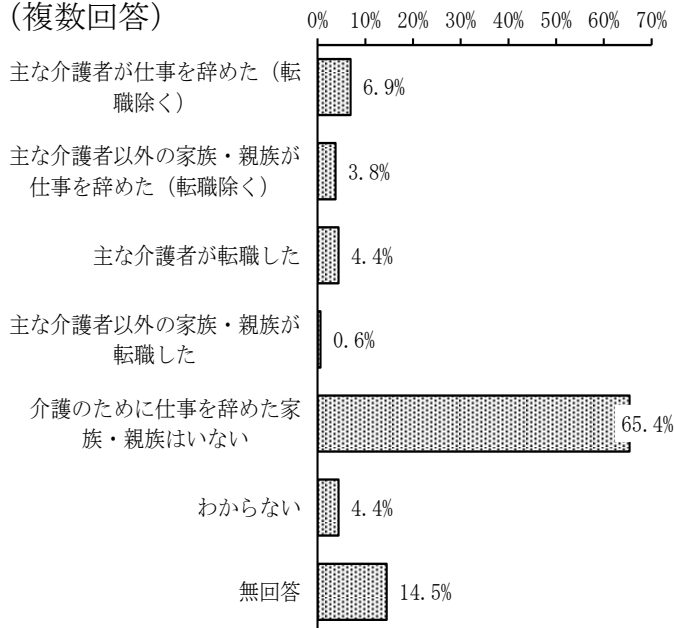
＜＜介護者の状況＞＞

介護離職の経験については、6割台の方がなし、と回答している一方、仕事を辞めたり転職するなどした方は合わせて1割以上となっています。

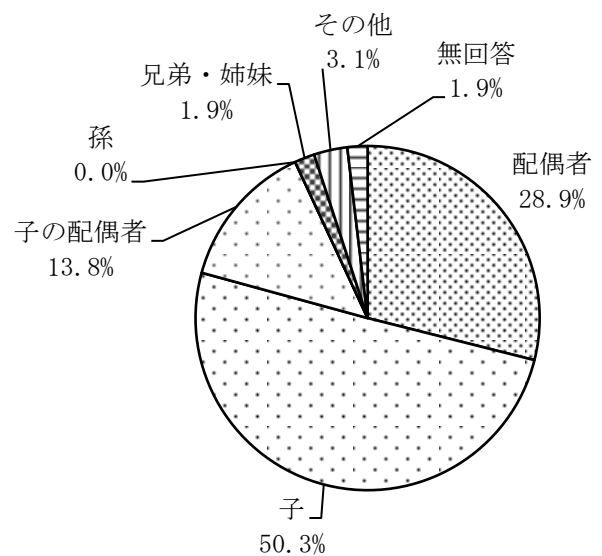
また、介護者像としては、子どもや配偶者、女性、60歳代以上の高年齢層といった方が多くなっています。

■介護離職等の有無

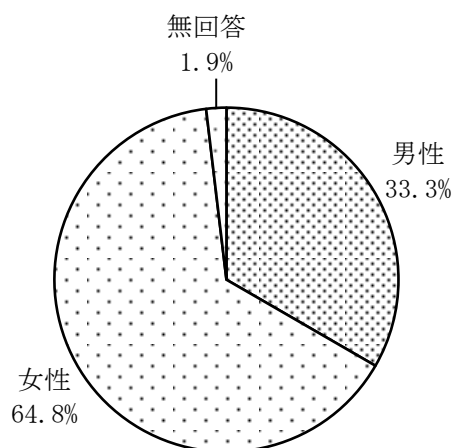
(複数回答)



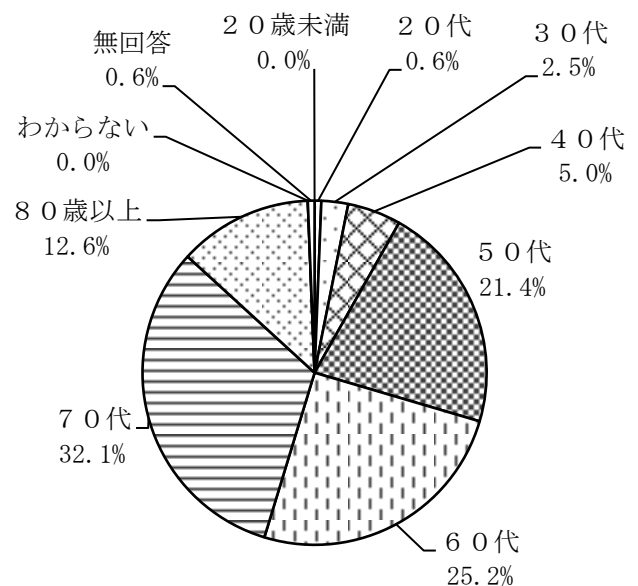
■主な介護者



■主な介護者の性別

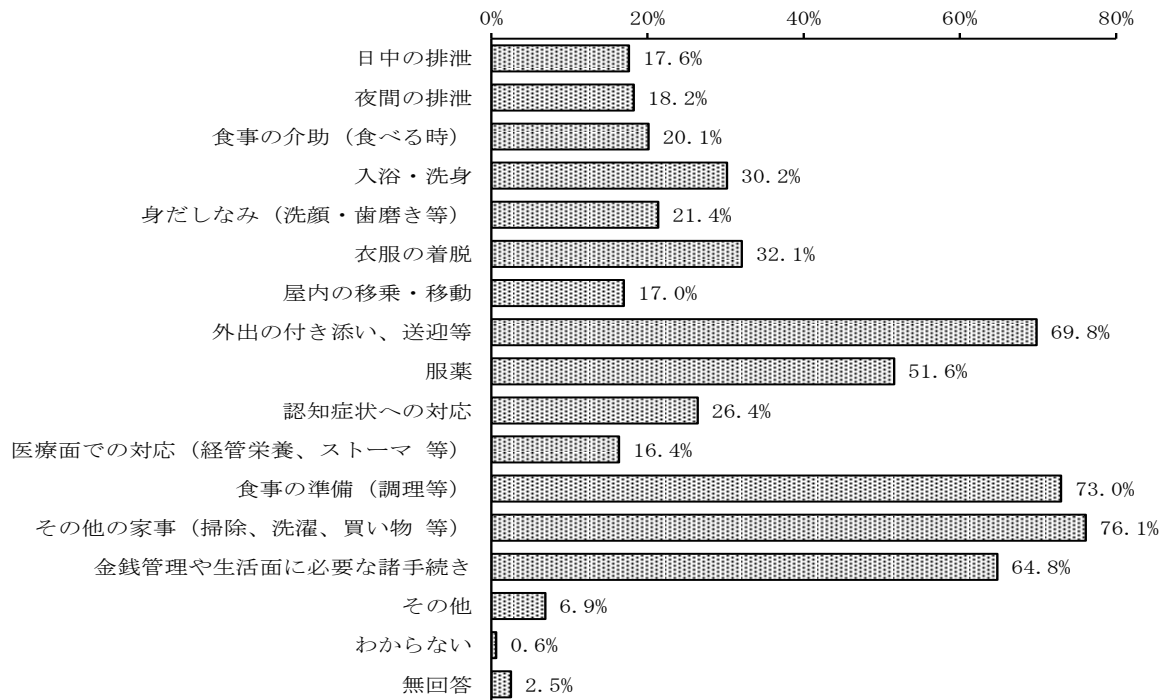


■主な介護者の年齢

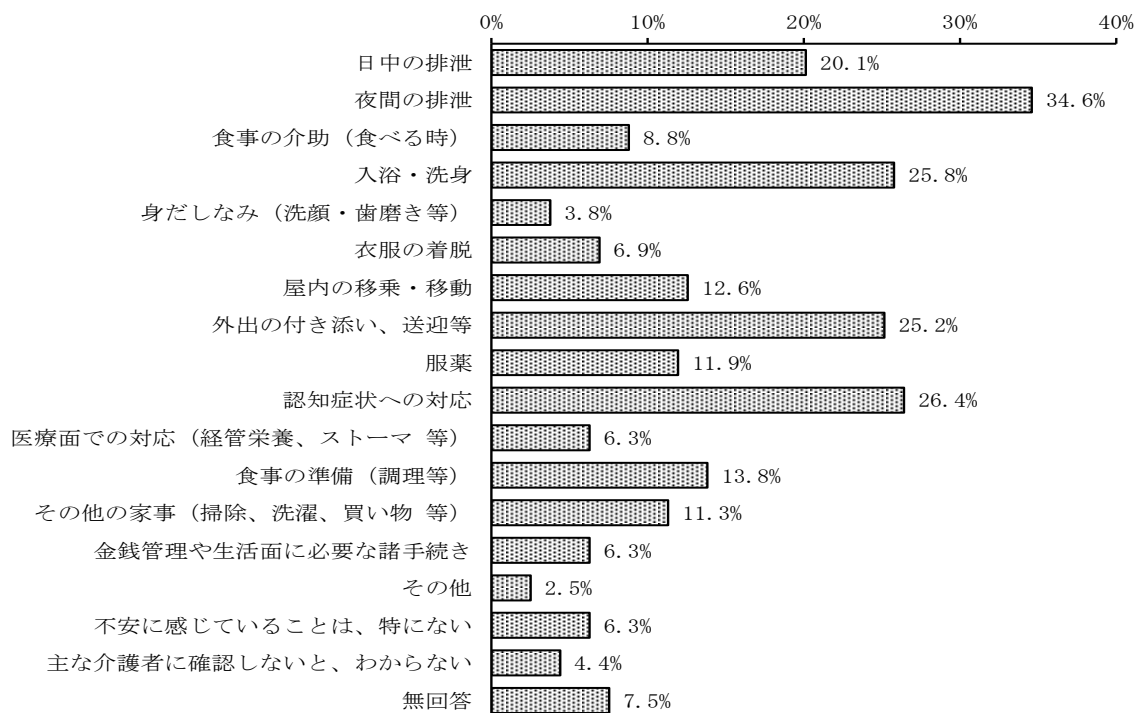


外出や食事の準備、金銭管理や諸手続きなどにおいて介護する方が多い一方、不安に感じる介護については、夜間の排泄、認知症状への対応、入浴、外出といった面が多く挙げられています。

■主な介護者が行っている介護の内容（複数回答）



■主な介護者が不安に感じる介護の内容（複数回答）



(4) 事業者等調査結果の概要

事業者等、地域で高齢者介護関連の活動に取り組んでいる方々からの現状や課題認識については、次のようになっています。

<<地域包括支援センターから>>

質問事項	回答
○日常の事業や活動における課題点	介護予防事業に関する住民の関心や意識をどう高めていくか。
○総合相談・支援業務における近年の傾向	8050世帯（高齢の親とその子どもが同居する世帯）や障がい者世帯など、高齢者支援だけではなく、その家族（世帯）の全体像を捉えた支援が必要になっている。
○今後における活動の重点	認知症予防・フレイル予防に関する取り組みを行っていききたい。

<<高齢者介護等事業所から>>

質問事項	回答
○経営や事業実施上の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の安定的な確保、健全経営 ・ 介護職員の不足 ・ 物価高に伴う運営経費の増加、利益の圧迫 ・ （ケアマネ）業務以外の仕事が多い ・ 独居利用者への対応・接遇
○人材確保に向けた取り組み・工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働に見合う賃金体制、休暇を取得しやすい職場環境づくり ・ 外国人人材の採用 ・ SNSの活用 ・ 知識と経験を持った人材の確保と育成（長期従事者がいないため、知識と経験の継承ができていない） ・ 福祉業界に興味を持ち、職業としての地位向上
○地域との関わり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域のイベント等、参加できる催しを知らせてもらえると助かる ・ 社会資源の周知ができていない ・ 地域で活動できるよう、広報等が必要 ・ 運営推進会議には自治会長等も参加している
○居宅介護で不足しているサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービスでないが、スーパーがなく困っている様子 ・ 介護タクシーや外出支援サービスは良いが、受診時の移動で一人暮らしの方の付き添いが必要な場合
○町福祉行政への要望	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティアの充実（軽費ボランティア）で、介護保険外等のサービスがあれば良い ・ 町で実施されている事業が見えにくい、広報や協働の取組みが必要

(5) 調査結果まとめ

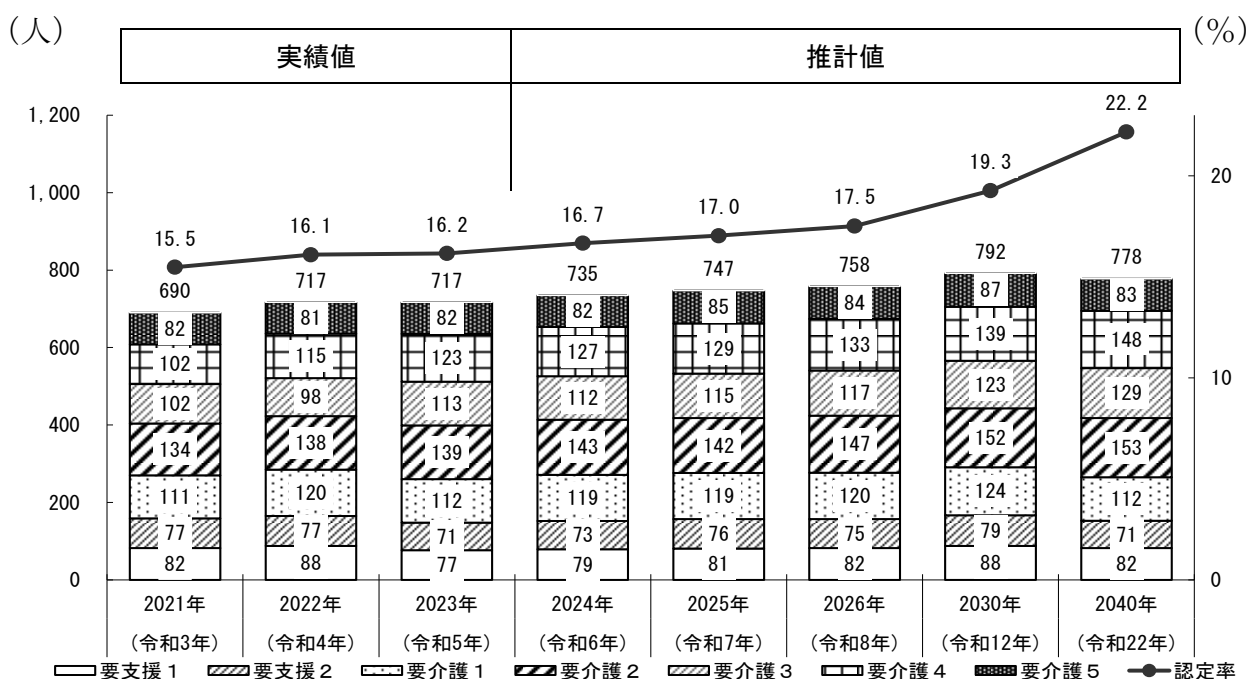
調査種別 項目	「介護予防・日常生活 圏域ニーズ調査」	「在宅介護実態調査」	「事業者等調査」
調査対象	本町の介護保険の第1号被保険者である方のうち、要介護認定者以外の方、及び事業対象者	本町の介護保険の要介護認定者で、施設入所されていない方	介護福祉サービス事業者、及び地域包括支援センター
特徴・傾向	<ul style="list-style-type: none"> ・ からだを動かすことについては、体力の衰え等、不安を感じる方も ・ 標準的な体格の方が多い一方、やや肥満傾向のある方も ・ 物忘れや気分が沈むなどの方が一定程度いる ・ 外出や食事の用意など行える人が多いが、できない人もやや見られる ・ 商店が近くになり、食料品調達等の要望が比較的多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護等の支援の要因となっている傷病として、認知症を挙げる方が多いほか、筋骨格系疾患や心疾患なども ・ 介護保険サービスは約6割が利用 ・ 介護者について、一部の方は介護離職の経験あり ・ 子どもや配偶者などで、比較的高齢な方が介護をになうケースが多い ・ 家事全般や外出付き添いなどの介護が主である一方、夜間の排泄や認知症対応、入浴などが不安や負担となっている 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の安定的な確保、介護人材不足、物価高による経費増などが課題 ・ 人材不足対策として、賃金や休暇などが課題、外国人人材の登用やSNSによる情報発信、福祉職の地位向上も ・ 地域との関わりには肯定的、関わるための情報がほしいとの意見も ・ スーパー(商店)や外出支援など、利用者からの要望 ・ 介護保険外等のボランティア的なサービスや、町の事業等情報を求める意見も
今後に向けて	介護予防等の観点から、健康づくりや日常的な生活習慣づくり、地域との関わり促進などの取組みが求められる。	認知症などを要因とした支援ニーズがさらに高まることも考えられるなかで、より効果的な介護等サービス体系の構築が必要。	安定的な経営・運営に向けた支援、交流や意思疎通の充実に向けた情報発信や共有などが求められる。

3. 介護保険事業の状況

(1) 要支援・要介護認定者・認定率

令和5年の第1号被保険者における要支援・要介護認定者数は717人となっています。認定区分別に認定者数をみると、「要介護2」が最も多く、「要介護4」、「要介護3」と続きます。認定者数は増加傾向にあり、計画最終年度の令和8年度には、759人になると見込んでいます。

■第1号被保険者における要支援・要介護認定者数・認定率の推移



	実績値			推計値				
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和12年	令和22年
要支援1	82	88	77	79	81	82	88	82
要支援2	77	77	71	73	76	75	79	71
要支援計	159	165	148	152	157	157	167	153
要介護1	111	120	112	119	119	120	124	112
要介護2	134	138	139	143	142	147	152	153
要介護3	102	98	113	112	115	117	123	129
要介護4	102	115	123	127	129	133	139	148
要介護5	82	81	82	82	85	84	87	83
要介護計	531	552	569	583	590	601	625	625
合計	690	717	717	735	747	758	792	778
(認定率)	(15.5%)	(16.1%)	(16.2%)	(16.7%)	(17.0%)	(17.5%)	(19.3%)	(22.2%)

資料：住民基本台帳人口（各年10月1日）、厚生労働省「見える化システム」

(2) 給付実績と計画値の比較

第8期計画における本町の介護保険給付実績（受給者1人あたり）と計画値を比較すると、下表のようになっています。

コロナ禍による影響などから、在宅サービスにおいては実績値と計画値に乖離が生じるものも見られる状況となっています。

■サービスごとの給付実績と計画値の比較

	令和3年度			令和4年度			
	実績値	計画値	対計画比	実績値	計画値	対計画比	
施設サービス	小計	268,512	268,940	99.8%	275,178	269,090	102.3%
	介護老人福祉施設	258,847	254,690	101.6%	262,891	254,831	103.2%
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	265,990	290,733	91.5%	275,997	290,895	94.9%
	介護老人保健施設	288,647	284,994	101.3%	297,210	285,152	104.2%
	介護医療院	-	-	-	-	-	-
	介護療養型医療施設	-	11,667	-	-	11,667	-
居住系サービス	小計	238,177	233,592	102.0%	237,035	233,721	101.4%
	特定施設入居者生活介護	203,812	195,839	104.1%	190,325	195,948	97.1%
	地域密着型特定施設入居者生活介護	-	-	-	-	-	-
	認知症対応型共同生活介護	251,646	247,015	101.9%	250,874	247,152	101.5%
在宅サービス	小計	1,683,469	1,188,520	▲ 141.6%	1,383,418	1,196,372	▲ 115.6%
	訪問介護	76,087	73,561	103.4%	72,134	74,302	97.1%
	訪問入浴介護	59,826	58,793	101.8%	53,441	60,580	▼ 88.2%
	訪問看護	45,290	46,250	97.9%	44,681	47,412	94.2%
	訪問リハビリテーション	37,799	35,667	106.0%	37,037	35,700	103.7%
	居宅療養管理指導	10,275	11,083	92.7%	10,177	11,076	91.9%
	通所介護	81,749	78,906	103.6%	91,252	79,305	▲ 115.1%
	地域密着型通所介護	118,064	127,417	92.7%	103,849	129,649	▼ 80.1%
	通所リハビリテーション	52,087	53,100	98.1%	52,855	53,316	99.1%
	短期入所生活介護	135,928	98,843	▲ 137.5%	127,045	99,873	▲ 127.2%
	短期入所療養介護（老健）	203,525	76,500	▲ 266.0%	54,725	76,542	▼ 71.5%
	短期入所療養介護（病院等）	-	-	-	-	-	-
	福祉用具貸与	-	13,905	-	15,197	13,908	109.3%
	特定福祉用具販売	14,479	36,217	▼ 40.0%	33,178	36,217	91.6%
	住宅改修	28,132	77,111	▼ 36.5%	94,486	77,111	▲ 122.5%
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	96,657	0	-	-	-	-
	夜間対応型訪問介護	-	-	-	-	-	-
	認知症対応型通所介護	262,153	-	-	258,516	-	-
	小規模多機能型居宅介護	183,010	181,375	100.9%	-	181,458	-
	看護小規模多機能型居宅介護	265,495	207,417	▲ 128.0%	321,869	207,500	▲ 155.1%
介護予防支援・居宅介護支援	12,914	12,377	104.3%	12,975	12,424	104.4%	

（単位）円 ※対計画比は、10%以上乖離があったサービスについて▲▼表示

（資料）厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和4年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

※上表は、給付費総額÷利用者数で算出した受給者1人あたり金額の平均であり、小計と各サービスの合計は一致しない

また、第7期計画の期間（平成30年～令和2年）の実績値平均値（受給者1人あたり）と、令和3・4年度実績とを比較したのが次の表です。

給付費計について、第7期平均値と比べてみると、施設サービスや居住系サービスは増加しているものが多く、在宅サービスは多くが減少傾向となっています。

		第7期	実績		第8期の増減	
		平均値	令和3年	令和4年	令和3年	令和4年
施設サービス	小計	268,707	268,940	275,178	233	6,471
	介護老人福祉施設	254,556	254,690	262,891	134	8,335
	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	281,902	290,733	275,997	8,831	▼ 5,905
	介護老人保健施設	283,801	284,994	297,210	1,193	13,409
	介護医療院	-	-	-	-	-
	介護療養型医療施設	11,592	11,667	-	75	-
居住系サービス	小計	205,477	233,592	237,035	28,115	31,558
	特定施設入居者生活介護	182,288	195,839	190,325	13,551	8,037
	地域密着型特定施設入居者生活介護	-	-	-	-	-
	認知症対応型共同生活介護	215,994	247,015	250,874	31,021	34,880
在宅サービス	小計	1,265,539	1,188,520	1,383,418	▼ 77,019	117,879
	訪問介護	76,053	73,561	72,134	▼ 2,492	▼ 3,919
	訪問入浴介護	63,537	58,793	53,441	▼ 4,744	▼ 10,096
	訪問看護	43,636	46,250	44,681	2,614	1,045
	訪問リハビリテーション	36,328	35,667	37,037	▼ 661	709
	居宅療養管理指導	10,474	11,083	10,177	609	▼ 297
	通所介護	79,245	78,906	91,252	▼ 339	12,007
	地域密着型通所介護	121,149	127,417	103,849	6,268	▼ 17,300
	通所リハビリテーション	54,890	53,100	52,855	▼ 1,790	▼ 2,035
	短期入所生活介護	110,297	98,843	127,045	▼ 11,454	16,748
	短期入所療養介護（老健）	98,365	76,500	54,725	▼ 21,865	▼ 43,640
	短期入所療養介護（病院等）	-	-	-	-	-
	福祉用具貸与	14,377	13,905	15,197	▼ 472	820
	特定福祉用具販売	34,356	36,217	33,178	1,860	▼ 1,178
	住宅改修	97,958	77,111	94,486	▼ 20,847	▼ 3,472
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	-	-	-	-	-
	夜間対応型訪問介護	-	-	-	-	-
	認知症対応型通所介護	-	-	258,516	-	-
	小規模多機能型居宅介護	180,278	181,375	-	1,097	-
	看護小規模多機能型居宅介護	232,042	207,417	321,869	▼ 24,625	89,827
	介護予防支援・居宅介護支援	12,555	12,377	12,975	▼ 178	420

（単位）円 ※増減は、減少したものを▼表示

（資料）厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和4年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

※上表は、給付費総額÷利用者数で算出した受給者1人あたり金額の平均であり、小計と各サービスの合計は一致しない

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本的な考え方

(1) 基本的な方針

本計画における基本的な方針については、全国的な動向や本町の特性等を踏まえ、以下の5点を位置づけるとともに、多様化・複雑化する高齢者福祉・介護の取組みをさらに進めていきます。

- ①『地域包括ケアシステム』の持続的な運用充実と『地域共生社会』の実現に向けて
～住み慣れた地域で安心して生活できる地域づくり～
- ②介護予防・健康づくりを重視した取組みの推進
- ③保険者としての機能強化
- ④認知症施策の総合的な推進
- ⑤地域づくりの担い手としての高齢者づくり

①『地域包括ケアシステム』の持続的な運用充実と『地域共生社会』の実現に向けて ～住み慣れた地域で安心して生活できる地域づくり～

第6期介護保険事業計画から位置づけられた「地域包括ケアシステム」づくりは、2025年を一定の目標時期として取組みが進められてきました。本計画期間においてその目途となる時期を迎えることから、地域包括ケアのより良いあり方について、さらなる検討・取組みを進めていく必要があります。

また今後、さらなる中・長期的な目標として、「地域共生社会」の実現が目指されようとしています。

高齢者や障がい者、子ども、生活困窮者など、さまざまな支援を必要とする方々に向けた制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる社会をめざそうとするものです。こうした、本来地域社会が持ち得てきた相互扶助の関係や、一人ひとりができる範囲で地域における交流や行動、参画を促進しながら

ら、地域の活力や関係性を維持していくため、本町においても引き続き、さまざまな取り組みを進めていく必要があります。

②介護予防・健康づくりを重視した取り組みの推進

近年、要介護認定者が大きく増加してきており、特に軽度層の増加が全体を大きく引き上げていることから、要介護状態になる前からの積極的な取り組みにより、健康寿命を伸ばし、できるだけ自立した生活を送ることができるよう支援していく必要があります。高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を行うため、各高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を推進します。

③保険者としての機能強化

高齢化の進展に加え、世帯構造の変化（単身世帯、高齢者のみ世帯の増加）が並行して進み、地域のつながりが徐々に弱まり、地域共生社会の実現を目指す一定の目途となる2040年頃に向け、介護サービス需要がさらに増加・多様化していくことが全国的に見込まれています。さらに、介護の担い手となる現役世代の減少が顕著となり、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保の大きな課題となってきます。

本町の高齢化は、国よりも急速に進行しており、令和5年10月1日時点で41.8%となっています。

こうした中、自立支援・重度化防止等に向けた取り組みを推進するにあたっては、国の保険者機能強化推進交付金の評価も活用しながら、本町の地域特性を考慮した実施状況の検証を行って取り組み内容の改善を行うなど、PDCAサイクルを適切に回しながら実施していきます。

④認知症施策の総合的な推進

認知症の人の数は、2025年には約700万人（約20%）となると推計され、65歳以上高齢者の約5人に1人が認知症になると見込まれています。

日常生活に関わるさまざまなリスクの中でも、認知症のリスクは大きく懸念される場所であり、介護の難しさなども含め、必要となる対応を適切に進めていく必要があります。

認知症施策推進大綱や認知症基本法、認知症施策推進基本計画といった、全国的な動向を踏まえながら、本町においても、認知症の人や家族の視点を重視しつつ、「共生」と「予防」を車の両輪とした施策を推進していきます。

⑤地域づくりの担い手として的高齢者づくり

本町においては、令和5年10月1日時点で高齢化率が41.8%となり、高齢者が町の人口の大きな割合を占めています。そのため今後は、豊富な知識や経験、技術等をいかした

地域社会の担い手として高齢者を位置づけ、積極的に活躍できる環境の整備を推進していくことが必要とされます。

また、介護に係る人材確保対策として元気な高齢者の力の活用を図っていくことも重要です。

(2) 日常生活圏域の設定

本町では、サービス提供基盤の整備状況や人口等を考慮し、高齢者一人ひとりが住み慣れた地域でその人らしい生活を継続できるような地域社会を構築するため、町内を一つの「日常生活圏域」として設定します。

2. 基本目標と指標の設定

(1) 第8期計画指標の達成度

第8期計画において設定した指標の達成状況は次のとおりです。

なお、3年間の計画期間において、上回った年度があった場合、達成とみなしています。

<<1 健やかで自立した生活づくりの推進>>

運動教室については、集団指導という性質上、令和元年度以降、コロナ禍の影響から参加者数は横ばい・延べ参加者数は減少傾向となりました。

健幸ポイント事業については、参加者数が増加しており、目標値を上回りました。なお、健幸ポイント事業については、ロコミ等により新規参加者は増え続けており、65歳以上人口の約3割にまで普及しています。

		単位等	第8期策定時		実績値			対目標
			令和元年度	令和5年度(目標)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
1	運動教室	開催回数	320	500	512	650	629	達成
		参加者数	137	150	159	148	138	未達成
		延べ参加者数	3,604	4,500	3,276	4,074	3,675	未達成
	健幸ポイント事業	参加者数	1,567	2,000	1,777	1,935	2,033	達成

<<2 安心して暮らせる地域づくりの推進>>

地域見守りネットワークについては、登録件数目標を達成しています。

認知症サポーター養成講座については、コロナ禍による中断を経て、受講者数は回復途上にあります。

		単位等	第8期策定時		実績値			対目標
			令和元年度	令和5年度(目標)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
2	地域包括支援センター	職員数	3	4	3	3	3	未達成
	地域見守りネットワーク	登録件数	25	25	25	26	26	達成
	認知症サポーター養成講座	新規受講者数	5	10	0	0	6	未達成
	認知症サポーターステップアップ講座	開催回数	-	1	0	0	0	未達成

＜＜3 活動的で充実した暮らしづくりの推進＞＞

白子スマイルクラブの利用人数・会員数については、第8期策定時と比べ、延べ利用人数・会員数ともに減少しています。会員増に向け、単位クラブがない地区の新規立ち上げ等を進めていきます。

夢・フレンドサロンについても同様に、目標に達しておらず、参加者数や登録者数が減少しています。

個々に応じた活動の実施などの柔軟な対応や、参加者同士で連絡を取り合えるような仕組みづくりなど、参加につながるような取り組みを図る必要があります。

		単位等	第8期策定時		実績値			対目標
			令和元年度	令和5年度(目標)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
3	白子スマイルクラブ	延べ利用人数	873	800	110	122	223	未達成
		会員数	137	145	131	110	96	未達成
	夢・フレンドサロン	参加者数	661	800	110	192	313	未達成
		登録人数	57	65	50	55	45	未達成

＜＜4 高齢者の安全の確保と尊厳の保持＞＞

防災訓練については、毎年10月第4日曜日に実施し、防災意識の啓発に努めており、参加人数の増加を図る必要があります。

		単位等	第8期策定時		実績値			対目標
			令和元年度	令和5年度(目標)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
4	防災訓練	開催回数	1	1	1	1	1	達成

(2) 基本目標・指標の設定

<<1 基本目標>>

第8期計画を踏まえ、次の4つの目標に基づき、今後も施策を推進します。

基本目標1 健やかで自立した生活づくりの推進

高齢者は、複数の慢性疾患に加え、認知機能や社会的なつながりが低下するといったフレイル（虚弱）状態になりやすい傾向があります。一人ひとりの心身の特性を踏まえた健康支援・相談を行うことが必要です。そのため、通いの場を中心としたフレイル対策を含めた介護予防と生活習慣病等の疾病予防・重症化予防の一体的実施を図ります。

基本目標2 安心して暮らせる地域づくりの推進

高齢者ができるだけ住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、町全体で支え合う仕組みをさらに強化するとともに、積極的に自主的な福祉活動への参加促進を図ることで、地域住民も含めた助け合いや支え合いが活発に行われる地域づくりを推進します。

基本目標3 活動的で充実した暮らしづくりの推進

いつまでも生きがいに満ちた生活が送れるよう、多様化・高度化する学習ニーズに対応しつつ、学習機会の確保・充実に努めます。また、社会福祉協議会等と連携しながら交流活動の促進を図り、高齢者の社会参加の促進と閉じこもりの防止に努めます。

基本目標4 高齢者の安全の確保と尊厳の保持

高齢者がより快適に暮らし、安心して外出できる環境の整備を推進し、高齢者にやさしい環境づくりを推進するとともに、地震や火災などの緊急時をはじめ、日常生活における身近な犯罪や交通事故などに際して、高齢者の不安を解消しつつ、安全を確保するための体制づくりを強化します。また、どのような状態であっても、高齢者の尊厳が保たれ、人としての権利が守られるよう、関係機関との連携を図りながら、高齢者の権利擁護に対する総合的な施策の展開を図ります。

＜＜2 指標の設定＞＞

本計画の進捗管理のため、4つの基本目標ごとに次の指標を設定します。個々の取り組みの中で設定した数値目標のうち、基本目標の実現を目指すものとして重点的に進める項目を抽出しています。

基本目標	項目	単位等	第9期策定時（今回）	
			令和4年度 （実績）	令和8年度 （目標）
1 健やかで自立した生活づくりの推進	若返り教室	開催回数	84	84
		参加者数	138	130
		延べ参加者数	3,675	4,000
	健幸ポイント事業	75歳以上への普及率（%）	29	30
	介護支援サポーター事業	登録者数	24	27
2 安心して暮らせる地域づくりの推進	地域包括支援センター	職員数	3	4
	地域見守りネットワーク	登録件数	26	26
	認知症サポーター養成講座	新規受講者数	6	30
	認知症サポーターステップアップ講座	開催回数	0	1
3 活動的で充実した暮らしづくりの推進	白子スマイルクラブ	延べ利用人数	223	300
		会員数	96	110
	夢・フレンドサロン	参加者数	313	630
		登録人数	45	55
4 高齢者の安全の確保と尊厳の保持	防災訓練	開催回数	1	1

＜＜3 施策体系＞＞

多様な施策・事業を効果的に推進するため、本計画においては次のような体系として個々の取組みを位置づけます。

基本目標	施策項目	
1 健やかで自立した生活づくりの推進	(1) 健康づくりの普及・啓発	
	(2) 保健事業の充実	
	(3) 介護予防事業の推進	
2 安心して暮らせる地域づくりの推進	2-1 地域包括ケアの体制	(1) 地域包括ケア体制の構築と推進
		(2) 自主的な地域福祉活動等の促進
	2-2 介護保険事業の推進	(1) 介護保険事業の適正な運営
		(2) 居宅サービス
		(3) 地域密着型サービス
		(4) 施設サービス
		(5) 居宅介護支援
		(6) 保険料について
	2-3 高齢者福祉サービスの充実	(1) 生活支援サービスの充実
		(2) 認知症支援策の充実
(3) 入所施設等の確保		
3 活動的で充実した暮らしづくりの推進	(1) 生涯学習・文化活動	
	(2) スポーツ・レクリエーション活動	
	(3) 白子スマイルクラブ活動	
	(4) ふれあい・交流事業	
	(5) 就労対策	
	(6) 地域活動の担い手としての高齢者活躍支援	
4 高齢者の安全の確保と尊厳の保持	(1) 防災対策	
	(2) 感染症対策の促進	
	(3) 交通事故防止対策	
	(4) バリアフリー化の推進	
	(5) 高齢者虐待の防止と権利擁護	
	(6) 白子町成年後見制度利用促進基本計画	

第4章 目標と施策

基本目標1 健やかで自立した生活づくりの推進

(1) 健康づくりの普及・啓発

広報等を活用した情報発信、食と健康づくり推進員と連携した食生活改善に向けた普及活動、健幸ポイント事業を実施します。

各種取り組みを継続し、内容の充実に努めます。

具体的取り組み	内容・方向性
①健康に関する情報発信	広報等を利用した健康情報の配信をしています。町で実施する各種集団検（健）診の予定やインフルエンザ等の予防接種情報、食育（健康レシピ）など町からお知らせを順次行っていきます。
②食生活改善に向けた取り組み	「食と健康づくり推進員」と連携しながら、料理教室や老人クラブ、地区社会福祉協議会等において低栄養、フレイル予防、生活習慣病の予防や改善についての知識と実践の普及に努めます。減塩の普及活動や、地域参加と健康に対する意識の向上を目指した料理教室の開催、「食と健康づくり推進員」の育成などを推進していきます。
③気軽に運動に取り組める環境の整備	専用の歩数計を身に着けて歩き、成果に応じてポイントが付与される「健幸ポイント事業」を活用し、より多くの高齢者が運動による介護予防に取り組めるよう事業内容の充実に努めます。

(2) 保健事業の充実

生活習慣病の予防や疾病の早期発見などにより壮年期以降の健康づくりを推進するため、主に40歳以上を対象として、各種検診、健康教育、健康相談、訪問指導等を行います。

高齢化の急速な進展に伴い各種健診の受診者数は、徐々に減少しています。集団検診会場での所要時間短縮等、受診に伴う負担の軽減に努めていきます。

具体的取り組み	内容・方向性
①各種検診	<p>各種がん等の早期発見に向けて、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がん、前立腺がん、骨粗しょう症検診等を実施します。各世帯への「お知らせ」や広報により受診の必要性を周知し、受診率の向上を図って、がん等の早期発見につなげます。</p> <p>また、精密検査の対象となった方には、受診費用を一部助成する等、受診の促進を図り、早期発見・早期治療ができるように努めます。</p> <p>受診者層も高齢化しているため、集団検診会場での所要時間短縮等、受診に伴う負担軽減にも努めます。</p>
②健康教育	<p>生活習慣病の予防、健康増進など、健康に関する正しい知識の普及を図るため、健康教育を行います。本町は循環器疾患が全高齢者疾患の多くを占めており、また重度要介護の原因疾患としても脳血管疾患が3割以上を占めていることから、メタボリックシンドロームをはじめ高血糖、高血圧、脂質代謝異常等の所見のある方には特に重点的に助言や指導を行います。受講者の理解度の把握に努めながら、一人ひとりの状態にあった効果的な教育内容を検討していきます。継続的な取り組みにつなげるための「健幸ポイント事業」を充実させ、健幸ポイントのデータ取り込みに合わせ、個別に運動指導を実施することで、効果的な筋トレ、歩き方等の普及を図ります。</p>
③健康相談	<p>町民の健康に関する不安や悩みに対して相談に応じ、必要な助言を行います。</p> <p>また、介護予防に向けた転倒予防や生活習慣病予防、また精神保健に関する内容等、多岐にわたる相談内容に対応できるよう関係機関との連携を図りながら実施します。</p>
④訪問指導	<p>各種検診の結果、指導を要する方などを訪問し、高齢者の心身機能の低下の防止と生活習慣病の予防に取り組めるよう、栄養、運動、受診勧奨等を含めた指導を行います。</p>
⑤その他	<p>○短期人間ドック利用事業 疾病の早期発見・早期治療を促進するため、国民健康保険及び後期高齢者医療保険の被保険者の人間ドック及び脳ドックに要する費用の一部を負担します。</p> <p>○予防接種費用の助成 高齢者等を対象とした予防接種に要する費用を助成し、接種率の向上を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザ ・高齢者肺炎球菌ワクチン 等

■実績・目標

項目	単位等	実績			第8期目標		第9期目標
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度	対目標	
①各種健診	胃がん検診	対象者数(人)	8,025	7,965	7,889	8,000	7,800
		受診者数(人)	468	518	515	500	530
		受診率(%)	5.8%	6.5%	6.5%	6.3%	6.8%
	大腸がん検診	対象者数(人)	8,025	7,965	7,889	8,000	7,800
		受診者数(人)	1,029	1,046	980	1,100	1,100
		受診率(%)	12.8%	13.1%	12.4%	13.8%	14.1%
	胸部レントゲン検診	対象者数(人)	8,025	7,965	7,889	8,000	7,800
		受診者数(人)	796	845	850	900	900
		受診率(%)	9.9%	10.6%	10.8%	11.3%	11.5%
	肺がん検診(喀痰)	対象者数(人)	54	55	60	60	60
		受診者数(人)	49	49	50	50	50
		受診率(%)	90.7%	89.1%	83.3%	83.3%	83.3%
	子宮がん検診	対象者数(人)	4,797	4,751	4,716	4,800	4,700
		受診者数(人)	595	604	627	600	650
		受診率(%)	12.4%	12.7%	13.3%	12.5%	13.8%
	乳がん検診	対象者数(人)	4,516	4,484	4,449	4,500	4,400
		受診者数(人)	769	773	770	700	800
		受診率(%)	17.0%	17.2%	17.3%	15.6%	18.2%
前立腺がん検診	対象者数(人)	3,254	3,272	3,240	3,200	3,200	
	受診者数(人)	423	435	430	450	450	
	受診率(%)	13.0%	13.3%	13.3%	14.1%	14.1%	
骨粗しょう症検診	対象者数(人)	1,342	664	657	700	650	
	受診者数(人)	353	177	174	150	200	
	受診率(%)	26.3%	26.7%	26.5%	21.4%	30.8%	
②健康教育	若返り教室 ※令和2年度まで 運動教室	開催回数※R5から開催日数(日)	650	629	87	500	84
		参加者数	148	138	125	150	130
		延べ参加者数	4,074	3,675	3,850	4,500	4,000
	健幸ポイント事業	参加者数※R5から75歳以上の普及率(%)	1,935	2,033	29	2,000	30
⑤その他	短期人間ドック 利用事業	件数	93	115	96	85	90
		金額(円)	4,216,630	5,096,459	4,320,000	3,825,000	

※令和5年度実績は見込み

(3) 介護予防事業の推進

高齢者が、できる限り介護状態にならずに、自らが望む生活を送り続けることができるよう介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業に取り組みます。

また、一般介護予防事業に関しては、P D C Aサイクルに沿って推進するとともに、リハビリテーション専門職の関与を促すなど、多職種及び他の事業との連携を強化していきます。

さらに、高齢者一人ひとりに対し、フレイル等の心身の多様な課題に対応したきめ細やかな保健事業を行うため、運動、口腔、栄養、社会参加等の観点から、保健事業と介護予防の一体的な実施を推進していきます。

具体的取り組み	内容・方向性
①介護予防・生活支援サービス事業	ア 訪問型サービス（第1号訪問事業） 介護予防訪問介護に相当するサービスとして、要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を行います。 ○訪問型サービスD（移動支援） 通所型サービスB ふれあい幸民館の利用者の送迎を町内介護サービス事業所が行います。
	イ 通所型サービス（第1号通所事業） 運動器の機能訓練や、栄養指導、認知症予防などの介護予防事業の普及や集いの場の提供により、心身機能の維持・改善を図り、自立期間を延ばして要介護の状態にならないような支援を行います。 ○通所型サービスB ふれあい幸民館（住民主体） 引きこもりや認知症等の予防を目的としたボランティアが主体となって行う通いの場です。
	ウ その他生活支援サービス（第1号生活支援事業） 栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等への見守りを行います。
	エ 介護予防ケアマネジメント事業（第1号介護予防支援事業） 適切なアセスメントの実施により、要支援者等の状況を踏まえた目標を設定し、利用者本人がそれを理解した上で、その達成のために必要なサービスを主体的に利用して、目標達成に取り組んでいけるよう、具体的に介護予防・生活支援サービス等の利用について検討し、ケアプランを作成していきます。
②一般介護予防事業	ア 介護予防把握事業 地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげます。
	イ 介護予防普及啓発事業 住民に対し、介護予防の重要性等の普及・啓発を行い、適切なサービス利用を促進します。 ○いきいき健口教室 食べる楽しみ、低栄養の予防、誤嚥・窒息予防等の知識と技術を学び、健康維持、増進を図ります。

具体的取り組み	内容・方向性
②一般介護予防事業	<p>ウ 地域介護予防活動支援事業</p> <p>身近な地域で気軽に参加できる地域での介護予防活動を積極的に支援しています。高齢者の活動の場の確保や介護支援サポーター研修を実施することにより地域リーダーの育成に努めています。今後も、住民運営の通いの場を充実させ、地域づくりによる介護予防、閉じこもり予防を推進していきます。</p> <p>○健康体操教室</p> <p>白子町ミックストレーニング普及指導者会が講師となり、地域の青年館等で、柔軟性や筋力アップを目指した体操や運動を行います。</p> <p>○機能訓練教室</p> <p>転倒予防や運動機能を維持するため、筋力アップや体の柔軟性・筋力バランスを強化する軽体操や運動を取り入れた機能訓練を行います。また、健康体操教室の指導者を養成します。</p> <p>○介護支援サポーター事業</p> <p>高齢者が介護支援サポーター活動を通して積極的に社会参加することで、自らの自発的な介護予防につなげていくことを促進します。</p> <p>○はつらつ栄養教室</p> <p>白子町食と健康づくり推進会が夢サロン等にて、低栄養やフレイルの予防、食生活改善指導や軽運動等についての提案を行います。</p> <p>○脳のトレーニング教室</p> <p>公文の学習教材を使用し、教室サポーターとコミュニケーションをとりながら簡単な読み書き計算を行い、認知機能の維持回復を図ります。教室サポーター（ボランティア）により運営されています。</p> <p>○健康マーじゃんクラブ</p> <p>健康マーじゃんとは「賭けない・飲まない・吸わない」を合言葉にゲームとして健全に楽しむマーじゃんのことです。マーじゃんは指先を動かし深い思考力や計算力を要するゲームで脳を活性化させ認知症予防を図ります。</p> <p>○LINE 公式アカウント『脳若365』と通いの場マップの配信</p> <p>LINE 公式アカウント『脳若365』は、行動変容やレジリエンス（しなやかな生き方）を促すチャット型コミュニケーションツールです。毎朝7時に送られてくるメッセージや課題に取り組むことで認知機能の低下やフレイル（虚弱）の予防に繋がります。</p> <p>通いの場マップは、通いの場をはじめ、地域資源をマッピングすることで、わかりやすく全世代の住民に情報提供し、介護予防や日常生活に役立てていただきます。また、ボランティアや介護支援サポーター活動の促進につなげます。</p>
	<p>エ 一般介護予防事業評価事業</p> <p>本計画に定める目標値の検証を行い、一般介護予防事業の効果検証を行います。</p>
	<p>オ 地域リハビリテーション活動支援事業</p> <p>地域における介護予防の取り組みを機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。</p>

具体的取り組み	内容・方向性
③高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進	高齢者一人ひとりに対し、フレイル等の心身の多様な課題に対応したきめ細やかな保健事業を行うため、運動、口腔、栄養、社会参加等の観点から、保健事業と介護予防の一体的な実施を推進します。

■実績・目標

項目	単位等	実績			第8期目標		第9期目標	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度	対目標		
①介護予防・生活支援サービス事業	ふれあい幸民館 (通所型サービスB)	開催回数(回)	36	48	48	-	/	48
		参加人数※(人)	24	21	21	-	/	21
	脳のトレーニング 教室(令和4年度まで)	開催回数(回)	24	25	/	-	/	/
		参加人数※(人)	21	17	/	-	/	/
②一般介護予防事業	いきいき健口教室	開催回数(回)	1	1	1	8	/	1
		参加人数※(人)	5	7	13	10	達成	10
	健康体操教室	開催回数(回)	2,083	2,160	2,100	2,100	達成	2,200
		参加人数※(人)	344	375	362	360	達成	380
	機能訓練教室	開催回数(回)	1,427	2,018	2,018	2,000	達成	2,020
		参加人数※(人)	98	146	146	140	達成	150
	介護支援サポーター事業	登録者数(人)	17	26	28	10	達成	30
		延べ活動時間	507	642	650	100	達成	670
	脳のトレーニング 教室(令和5年度から)	開催回数(回)	/	/	35	24	達成	35
		参加人数※(人)	/	/	14	18	達成	18
健康マージャンク ラブ	開催回数(回)	-	127	190	130	達成	200	
	参加人数※(人)	-	18	23	20	達成	30	

※参加人数は実人数

基本目標2 安心して暮らせる地域づくりの推進

高齢者ができるだけ住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、町全体で支え合う仕組みをさらに強化するとともに、積極的に自主的な福祉活動への参加促進を図ることで、地域住民も含めた助け合いや支え合いが活発に行われる地域づくりを推進します。

第2—1 地域包括ケアの体制

(1) 地域包括ケア体制の構築と推進

地域共生社会の実現に向けた基盤として、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的、包括的に提供する「地域包括ケアシステム」を深化させ、さらなる推進が必要です。

本町は、地域包括支援センターを社会福祉協議会への委託により設置し、行政の一部として活動しています。

具体的取り組み	内容・方向性
①白子町地域包括支援センターの機能強化	<p>適切な人員体制を確保し、行政との役割分担・連携強化を図ります。また、地域包括支援センターにおいて引き続き介護予防事業の充実や権利擁護・相談事業の強化に努め、効果的な運営が安定し継続していけるよう適切な管理・運営を行います。今後は、認知症対策も推進していきます。</p> <p>住み慣れた、愛着のある町に住み続けられる満足感を高めるためにも、在宅生活の継続のための自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化にも取り組み、一人ひとりがその人らしく生きられるために、国、県の動向を見ながら、数値目標等の持続的な仕組みづくりに取り組んでいきます。</p>
	<p>○総合相談支援業務／権利擁護業務</p> <p>介護保険に関する周知はされてきていますが、相談者は本人、家族、関係機関と多様で、今後高齢化の進行により、ますます専門的で効率性のある相談支援が求められます。総合窓口である地域包括支援センターの機能の充実を図るとともに、職員の資質の向上、関係機関との連絡調整の推進に努めます。</p>
	<p>○包括的・継続的マネジメント業務</p> <p>介護支援専門員が活動しやすい体制整備を継続していき、主治医及び地域の関係機関との連携を通じて後方支援を行い、継続的ケア体制構築を目指します。</p>

②地域包括ケアシステムの構築	<p>○在宅医療・介護連携強化</p> <p>医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するため在宅医療と介護サービスなどの関係の連携強化を図ります。</p>
	<p>○地域ケア会議</p> <p>地域包括ケアシステムの実現を目指し、地域課題の解決に向けた多職種連携、資源開発や地域ネットワーク構築につなげ、定着・普及を行っています。また、日常生活圏域を単位として個別会議を実施しています。今後は地域課題から施策立案に繋げられるよう個別会議・推進会議を充実させていきます。</p>
	<p>○認知症支援策の推進</p> <p>認知症になっても、本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、早期診断・早期対応のための認知症初期集中支援チームを設置します。また、認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人やその家族を支援する認知症カフェの開催、認知症サポーターによる見守り、医療・介護の連携等を図り、地域における支援体制と認知症ケアを推進します。</p>
	<p>○生活支援サービスの体制整備</p> <p>支援を必要とする高齢者等が、多様な生活支援サービスを利用できるように、生活支援コーディネーターを活用し、高齢者のニーズとボランティア等の地域資源とのマッチングにより、多様な主体による生活支援を充実していきます。また、地域づくりや生活支援を担うボランティア等の養成・発掘及び新たな資源開発や関係者間のネットワーク化を行います。</p>
	<p>○地域見守りネットワーク</p> <p>高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域社会全体で地域を見守る体制を確保するため、協力事業者との連携を強化し、認知症はもとより支援を必要とする高齢者等の見守りを地域全体で行っていきます。給食サービス配布時に見守り活動連絡票を用いて安否確認を行っています。また、福祉調査票の結果、民生委員からの相談や総合相談により見守りのネットワークを図っています。今後は定期的な見守りが必要な高齢者への対応も検討していきます。</p>
	<p>○高齢者の居住に係る施策との連携</p> <p>高齢者の持ち家での生活環境を整えるため、住宅改修支援事業を実施しています。介護保険における住宅改修において、居宅介護支援の提供を受けていない要介護者又は要支援者に対し、介護支援専門員等が支給の申請に係る理由書の作成をした場合、その費用について助成します。</p>
	<p>○地域包括支援センターの評価・公表</p> <p>地域包括支援センターの業務について、国において示される評価指標に基づき、地域包括支援センターの業務の実施状況や量等の程度を町が把握し、評価・点検を行います。</p>

■実績・目標

項目	単位等	実績			第8期目標		第9期目標
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度	対目標	
①地域包括支援センター	職員数	3	3	3	4	未達成	4
②地域見守りネットワーク	登録件数	26	26	26	25	達成	26

(2) 自主的な地域福祉活動等の促進

ボランティア団体の支援やシルバーボランティアの育成等、自主的な地域福祉活動が活発に行われ、住民も含めた地域全体で支え合う環境づくりに努めます。

具体的取り組み	内容・方向性
①ボランティア活動の促進	ボランティア活動に関心のある住民が気軽に活動に参加できるよう、ボランティア講習会や広報誌等による情報提供、ボランティアに関する相談等を行います。また、地域で活動するボランティア団体等に対し、積極的な活動を促進するとともに、社会福祉協議会及び各種団体等と連携し、活動状況を把握しながら、ボランティアを必要とする人と提供する人をつなぐコーディネート機能の充実を図り、活動の場の創出に努めます。
②地域における福祉活動の促進	小学校区単位に3ヶ所整備されている「ふれあいセンター」を中心に、助け合い、声かけ、見守り活動など、近隣住民の主体的な協力と地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、白子スマイルクラブ等との連携による福祉活動の促進を図ります。また、ボランティア体験講座及び講習会の開催を行っており、ボランティアセンターにおいて活動に際する相談を随時受け付けています。
③福祉意識の醸成	学校教育において、高齢者や社会福祉について関心を持ち、自ら考え、行動することができる福祉のこころを養うため、福祉体験学習や高齢者との交流活動を推進し、白子町福祉教育推進連絡会で情報共有しながら連携を図っています。 また、各種イベントや世代間交流等の機会を通して、実際のふれあいから住民の福祉意識の醸成を図ります。

第2—2 介護保険事業の推進

高齢者ができるだけ住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、町全体で支え合う仕組みをさらに強化するとともに、積極的に自主的な福祉活動への参加促進を図ることで、地域住民も含めた助け合いや支え合いが活発に行われる地域づくりを推進します。

(1) 介護保険事業の適正な運営

介護サービスを必要としている人が公平かつ質の高いサービスを受けられるように、適正な事務執行の実施や、事業者の評価、指導・監査体制の強化を図ります。

支援や介護が必要となったとき、高齢者の誰もが質の高い介護サービスを安定的に受けられるように、人材の育成・確保を働きかけるとともに、サービス評価などの実施を促進していきます。また、介護給付等費用適正化事業等により、適切な給付管理に努めます。

具体的取り組み	内容・方向性
①情報提供・相談体制の整備	<p>介護保険制度の基本的な考え方やサービス内容、事業者の情報、利用方法等について、「広報しらこ」やポスター、パンフレット、ホームページ等様々な媒体を活用して情報提供を行います。</p> <p>介護保険サービス利用者の権利擁護の観点から、利用者又はその家族などからのサービスに関する苦情は県介護保険審査会や県国民健康保険団体連合会、身近な窓口として町や地域包括支援センター及び社会福祉協議会等において行います。</p>
②ケアマネジメントの向上に向けた取り組み	<p>利用者が必要とする居宅サービス計画（ケアプラン）を、公平・中立の立場で作成できるよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質向上のための情報提供等を実施するとともに、「長生郡市介護サービス事業者等協議会」と連携しながら、サービス事業提供者との情報共有に努めます。</p> <p>また、地域包括支援センターを中心に、地域包括ケアの推進や介護支援専門員同士の連携体制の構築を支援し、ケアマネジャーの育成・指導に努めます。</p> <p>さらに、地域ケア会議で多職種からの専門的な助言を得て、サービス利用者一人ひとりの状態に応じた質の高い介護予防に資するケアプランの作成を促進するとともに、適切に行われているかケアプラン点検を実施します。</p>
③適切な要介護認定の推進	<p>要介護認定（新規）における訪問調査について、公平・公正の観点から訪問調査員に対して研修会への参加促進と十分な指導を行うなど質の向上を図り、統一性と公平性が確保された訪問調査を実施します。</p>

具体的取り組み	内容・方向性
④介護給付費等費用適正化事業	<p>国保連より提供される給付実績データを分析することにより、給付サービスの適正な利用や給付がなされているかどうかのチェック等を行います。令和6年度より、「ケアプラン点検」、「要介護認定の適正化」、「医療情報との突合・縦覧点検」の主要3事業となります。</p>
⑤介護保険制度と障がい福祉サービスとの連携	<p>国における指定基準等の検討状況や当サービスへの事業者の参入意向を把握しつつ、関係課相互の連携を図り検討を進めます。</p>
⑥介護人材確保に向けた取り組みの推進	<p>専門職を含めた介護人材の離職防止・定着促進を進めていくための処遇改善に取り組めます。</p> <p>また、元気高齢者や外国人など、多様な人材の参入・活躍の促進や、ボランティアポイント制度を活用した介護予防を推進する人材の発掘・育成及び支援を行います。さらに、介護福祉士等の資格を持っていないが、現在介護サービス事業所等で働いていない「潜在的有資格者」を対象とした介護の現場への再就労を支援する研修や、介護人材のスキルアップを促す研修の実施を検討します。</p>
⑦介護現場業務の効率化	<p>介護の現場で働く職員が長く働き続けることができるよう、肉体的負担を軽減する介護ロボットや、文書負担軽減のためのICTの活用について検討を進めます。</p>

(2) 居宅サービス

在宅の高齢者が、必要な時に必要なサービスを利用できるよう、居宅介護サービスの提供体制の確保に努めます。要支援認定者については、状態の悪化の防止、さらには「非該当」への改善を目指すことを目的とした居宅介護予防サービスを提供していきます。

具体的取り組み	内容・方向性
①訪問介護	居宅で自立した生活が営めるよう、訪問介護員が要介護者の居宅を訪問して入浴や排せつ、食事等の介護や生活援助を行うサービスです。
②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	要介護者等の自宅に入浴車等で訪問し、浴槽を家庭に持ち込んで入浴の援助を行い、身体の清潔保持や心身機能の維持を図るサービスです。
③訪問看護・介護予防訪問看護	看護師、理学療法士、作業療法士等が主治医の指示により要介護者等の自宅を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。
④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士等が、要介護者等の自宅を訪問して理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うサービスです。
⑤通所介護	要介護者がデイサービスセンター等に通い、入浴、排泄、食事等の介護、日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービスです。
⑥通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	要介護者等が介護老人保健施設、病院等に通い、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを受けるサービスです。
⑦福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与	特殊寝台や車いす等の貸与を行うサービスです。
⑧特定福祉用具販売・介護予防特定福祉用具販売	入浴や排泄に使用する物品について、年間10万円を限度に購入費の一部を支給するサービスです。
⑨住宅改修・介護予防住宅改修	住宅改修は、手すりの取り付け、段差の解消等を行ったとき、改修費の一部を支給するサービスです。
⑩短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	介護老人福祉施設等に要介護者等が短期間入所し、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービスです。
⑪短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護	介護老人保健施設、介護療養型医療施設に要介護者等が短期間入所し、看護、医学的管理下における機能訓練、その他必要な医療及び日常生活上の世話を受けるサービスです。
⑫居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師等が要介護者等の居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うサービスです。
⑬特定施設入所者生活介護・介護予防特定施設入所者生活介護	町外にある指定を受けた有料老人ホーム、介護利用型軽費老人ホームやケアハウス等に入居している要介護者等について、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うサービスです。

■実績・見込量

事業名	単位	第8期実績			第9期見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
①訪問介護	介護給付 (人/年)	1,392	1,548	1,548	1,608	1,656	1,668
②訪問入浴介護・介護予防訪問 入浴介護	予防給付 (人/年)	0	0	0	0	0	0
	介護給付 (人/年)	240	264	276	300	300	312
③訪問看護・介護予防訪問看護	予防給付 (人/年)	48	84	72	72	72	72
	介護給付 (人/年)	432	540	636	660	672	684
④訪問リハビリテーション・介護 予防訪問リハビリテーション	予防給付 (人/年)	12	12	12	12	12	12
	介護給付 (人/年)	84	72	72	72	72	72
⑤通所介護	介護給付 (人/年)	1,404	1,596	1,632	1,680	1,704	1,740
⑥通所リハビリテーション・介護 予防通所リハビリテーション	予防給付 (人/年)	324	264	240	240	264	264
	介護給付 (人/年)	492	540	612	636	636	648
⑦福祉用具貸与・介護予防福祉 用具貸与	予防給付 (人/年)	564	564	480	492	516	516
	介護給付 (人/年)	2,628	2,628	2,856	2,952	3,012	3,084
⑧特定福祉用具販売・介護予防 特定福祉用具販売	予防給付 (人/年)	0	12	0	0	0	0
	介護給付 (人/年)	36	48	60	60	60	60
⑨住宅改修・介護予防住宅改修	予防給付 (人/年)	12	12	0	0	0	0
	介護給付 (人/年)	24	36	24	24	24	24
⑩短期入所生活介護・介護予防 短期入所生活介護	予防給付 (人/年)	0	0	0	0	0	0
	介護給付 (人/年)	312	240	264	264	264	276
⑪短期入所療養介護・介護予防 短期入所療養介護	予防給付 (人/年)	0	0	0	0	0	0
	介護給付 (人/年)	3	8	0	0	0	0
⑫居宅療養管理指導・介護予防 居宅療養管理指導	予防給付 (人/年)	84	72	84	84	84	84
	介護給付 (人/年)	864	1,032	1,152	1,188	1,212	1,236
⑬特定施設入所者生活介護・介護 予防特定施設入所者生活介護	予防給付 (人/年)	12	12	12	12	12	12
	介護給付 (人/年)	132	108	96	96	96	96

(3) 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、高齢者が住み慣れた地域や環境の中で、安心して生活を継続できるように、身近な地域や居宅でサービスを提供する事業です。

＜施設整備の状況＞

- 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（3施設 45床）
- 地域密着型介護老人福祉施設入所生活介護（1施設 29床）

具体的取り組み	内容・方向性
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護職員と看護師が一体または密接に連携し、定期的に訪問します。また、利用者の通報や電話などに対して随時対応します。
②夜間対応型訪問介護	夜間の定期的な巡回訪問介護サービスと、通報に応じて随時来てもらうサービスを組み合わせた訪問介護を受けるサービスです。
③認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護	認知症の要介護認定者を対象として、施設への通いにおいて、入浴・排せつ・食事等の介護・介助やその他日常生活上の世話と機能訓練などを受けるサービスです。
④小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	居宅か施設において、入浴・排せつ・食事等の介護・介助や、その他日常生活上の世話とリハビリテーションなどを行い、通い、泊まり、訪問を組み合わせるサービスです。
⑤認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護	認知症のある高齢者がグループホームで共同生活をしながら、食事、入浴などの日常生活上の世話を受けるサービスです。
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	定員29名以下の有料老人ホーム、ケアハウスなどの特定施設に入居している要介護者に、入浴・排せつ・食事等の介護、その他日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービスです。
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設に入所している利用者を対象として、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上の世話などを受けるサービスです。
⑧看護小規模多機能型居宅介護（旧名称：「複合型サービス」）	地域密着型サービスの一つで、「小規模多機能型居宅介護」と「訪問看護」を組み合わせるサービスで、家庭的な環境のもとに行う、通い・訪問・宿泊を受けるサービスです。
⑨地域密着型通所介護	老人デイサービスセンターなどで提供される、食事・入浴・排せつなどの介護、その他の日常生活を送る上で必要となる支援及び機能訓練を受けるサービスです。（ただし、利用定員が19名未満のものに限り、認知症対応型通所介護に当たるものを除きます）
⑩複合型サービス（新設）	地域密着型サービスの区分において新設されるもので、訪問や通所系サービスを組み合わせる複合型サービスです。

■実績・見込量

事業名	単位	第8期実績			第9期見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護給付（人/年）	0	0	0	0	0	0
②夜間対応型訪問介護	介護給付（人/年）	0	0	0	0	0	0
③認知症対応型通所介護・介護 予防認知症対応型通所介護	予防給付（人/年）	0	0	0	0	0	0
	介護給付（人/年）	12	12	12	12	12	12
④小規模多機能型居宅介護・介護 予防小規模多機能型居宅介護	予防給付（人/年）	0	0	0	0	0	0
	介護給付（人/年）	9	0	0	0	0	0
⑤認知症対応型共同生活介護・介 護予防認知症対応型共同生活介護	予防給付（人/年）	0	0	0	0	0	0
	介護給付（人/年）	348	408	408	408	408	420
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	介護給付（人/年）	0	0	0	0	0	0
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	介護給付（人/年）	336	336	348	348	348	348
⑧看護小規模多機能型居宅介護（旧名称：「複合型サービス」）	介護給付（人/年）	12	24	24	24	24	24
⑨地域密着型通所介護	介護給付（人/年）	600	372	348	348	348	348
⑩複合型サービス（新設）	介護給付（人/年）	—	—	—	0	0	0

(4) 施設サービス

在宅での継続的な生活が困難な要介護者が、要介護状態区分等に応じて適切な施設を選択して利用できるよう、サービス提供体制の確保に努めます。

また、県及び他市町村と連携し、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の設置状況等の情報の共有を図ります。

<施設整備の状況>

○介護老人福祉施設 (1施設 56床)

具体的取り組み	内容・方向性
①介護老人福祉施設	日常生活で常時介護が必要な方で、在宅では適切な介護が困難な高齢者が入所し、日常生活上の世話や機能訓練、健康管理、療養上の世話などを受ける施設です。
②介護老人保健施設	介護老人保健施設は、要介護者に対し施設サービス計画に基づいて看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練及びその他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設です。
③介護医療院	今後、増加が見込まれる慢性的な医療的・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たに創設された介護保険施設です。

■実績・見込量

事業名	単位	第8期実績			第9期見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
①介護老人福祉施設	介護給付（人/年）	744	756	780	780	780	780
	基盤（施設）整備数（床）	56	56	56	56	56	56
②介護老人保健施設	介護給付（人/年）	384	408	444	444	444	444
③介護医療院	介護給付（人/年）	0	0	0	0	0	0

（5）居宅介護支援

要介護認定者の居宅での心身の状況・希望等を踏まえて、居宅サービス計画を作成し、サービス事業者との連絡・調整などを行っていきます。

具体的取り組み	内容・方向性
①居宅介護支援・介護予防支援	要介護認定者等の居宅での心身の状況・希望等を踏まえて、居宅サービス計画を作成し、サービス事業者との連絡・調整などを行うサービスです。

■実績・見込量

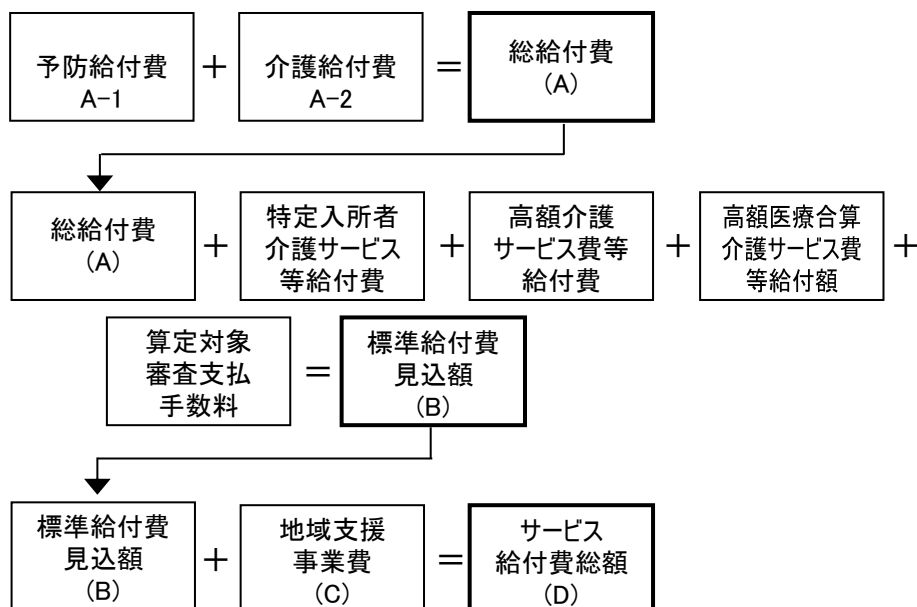
事業名	単位	第8期実績			第9期見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
①居宅介護支援・介護予防支援	予防給付（人/年）	768	756	672	708	720	720
	介護給付（人/年）	3,816	3,816	4,008	4,128	4,200	4,308

(6) 保険料について

① 介護保険給付費等の見込み

事業計画期間中に必要となる介護給付費総額は、次の手順で見込んでいます。

■介護保険サービス給付費総額の算出フロー



<A-1 予防給付費>

(単位) 千円

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1) 介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護	0	0	0
	介護予防訪問看護	2,048	2,051	2,051
	介護予防訪問リハビリテーション	574	575	575
	介護予防居宅療養管理指導	477	477	477
	介護予防通所リハビリテーション	7,217	7,994	7,994
	介護予防短期入所生活介護	0	0	0
	介護予防短期入所療養介護(老健)	0	0	0
	介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0
	介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0
	介護予防福祉用具貸与	3,165	3,316	3,316
	特定介護予防福祉用具購入費	0	0	0
	介護予防住宅改修	0	0	0
	介護予防特定施設入居者生活介護	1,242	1,244	1,244
(2) 地域密着型サービス	介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0
	介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
(3) 介護予防支援	3,209	3,267	3,267	
小計1	17,932	18,924	18,924	

<A-2 介護給付費>

(単位) 千円

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1) 居宅サービス	訪問介護	126,326	132,240	131,815
	訪問入浴介護	19,098	19,122	19,932
	訪問看護	27,196	27,810	28,188
	訪問リハビリテーション	2,248	2,251	2,251
	居宅療養管理指導	12,618	12,871	13,147
	通所介護	157,061	160,173	163,706
	通所リハビリテーション	38,027	38,075	38,711
	短期入所生活介護	37,576	37,623	40,543
	短期入所療養介護(老健)	0	0	0
	短期入所療養介護(病院等)	0	0	0
	短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0
	福祉用具貸与	46,017	47,263	48,346
	特定福祉用具購入費	1,984	1,984	1,984
	住宅改修費	2,262	2,262	2,262
特定施設入居者生活介護	19,604	19,629	19,629	
(2) 地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0
	夜間対応型訪問介護	0	0	0
	地域密着型通所介護	39,584	39,634	39,634
	認知症対応型通所介護	3,194	3,198	3,198
	小規模多機能型居宅介護	0	0	0
	認知症対応型共同生活介護	107,185	107,321	110,582
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	98,761	98,886	98,886
	看護小規模多機能型居宅介護	7,602	7,612	7,612
複合型サービス(新設)	0	0	0	
(3) 施設サービス	介護老人福祉施設	204,561	204,820	204,820
	介護老人保健施設	134,066	134,236	134,236
	介護医療院	0	0	0
	介護療養型医療施設	-	-	-
(4) 居宅介護支援	61,156	62,483	64,061	
小計2	1,146,126	1,159,493	1,173,543	

(B) 標準給付費見込額

(単位) 千円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総給付費(小計1+小計2)	1,164,058	1,178,417	1,192,467
特定入所者介護サービス費等給付額	45,952	46,679	47,346
高額介護サービス費等給付額	30,299	30,778	31,218
高額医療合算介護サービス費等給付額	3,641	3,699	3,752
算定対象審査支払手数料	908	923	936
合計(標準給付費見込額)	1,244,858	1,260,496	1,275,719

※上記は、財政影響額調整後の額

(C) 地域支援事業費

(単位) 千円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	18,807	18,807	18,807
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営） 及び任意事業費	28,528	28,528	28,528
包括的支援事業（社会保障充実分）	9,106	9,106	9,106
合 計	56,441	56,441	56,441

(D) サービス給付費総額

(単位) 千円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
標準給付費見込額	1,244,858	1,260,496	1,275,719
地域支援事業費	56,441	56,441	56,441
合 計	1,301,299	1,316,937	1,332,160

② 第1号被保険者の保険料の設定

総給付費と地域支援事業費のうち、65歳以上の第1号被保険者が負担する割合は、23%となっています。

第9期における第1号被保険者の介護保険料の基準額は、地域包括ケア「見える化」システムによる試算からは上昇が見込まれましたが、介護給付費準備基金を取り崩すことにより、第8期と同額の月額5,900円に設定します。

第1号被保険者の保険料

第9期介護保険事業計画決定保険料基準額（月額）	5,900円
-------------------------	--------

③ 所得段階別第1号被保険者の保険料の設定

第1号被保険者の介護保険料は、介護保険料基準月額に対し、所得段階ごとの保険料率を乗じて、決定されます。

介護保険料の所得段階は、所得水準に応じてきめ細やかな保険料設定を行うため、13段階に設定しており、令和5年度における段階別被保険者数の割合を推計人口に乗じて見込んでいます。

第9期計画における所得段階別第1号被保険者数の割合及び保険料（年額）は、次のとおりとなります。

段階	被保険者数（人）			金額 （年額）	保険料 の乗率	対象
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度			
1段階	782	777	768	20,100 (32,200)	0.285 (0.455)	生活保護受給者、世帯全員非課税及び合計所得+課税年金収入額が80万円以下
2段階	403	401	396	34,300 (48,400)	0.485 (0.685)	世帯全員が市町村民税非課税で本人の年金収入等が80万円超120万円以下
3段階	361	359	354	48,400 (48,800)	0.685 (0.69)	世帯全員が市町村民税非課税で本人の年金収入等が120万円超
4段階	560	557	550	63,700	0.9	世帯課税で本人非課税及び合計所得+課税年金収入額が80万円以下
5段階 【基準】	612	608	600	70,800	1	世帯課税で本人非課税及び合計所得+課税年金収入額が80万円超
6段階	759	755	745	84,900	1.2	本人課税で合計所得120万円未満
7段階	542	539	532	92,000	1.3	本人課税で合計所得120万円以上210万円未満
8段階	219	218	215	106,200	1.5	本人課税で合計所得210万円以上320万円未満
9段階	84	83	82	120,300	1.7	本人課税で合計所得320万円以上420万円未満
10段階	19	19	18	134,500	1.9	本人課税で合計所得420万円以上520万円未満
11段階	14	14	14	148,600	2.1	本人課税で合計所得520万円以上620万円未満
12段階	13	13	13	162,800	2.3	本人課税で合計所得620万円以上720万円未満
13段階	42	42	41	169,900	2.4	本人課税で合計所得720万円以上
計	4,410	4,385	4,328	-	-	-

※月額保険料は、厚生労働省「見える化システム」による推計値で、これを12倍し、端数を切り捨てたものを年額保険料とする。

※所得段階別人口構成比は、3年間変わらないものと仮定して推計を行っている。

※各段階別の年額＝基準月額×12月×各段階別の基準額に対する割合。

※第1～3段階の乗率及び金額は、公費軽減後のものであり、軽減前は、（ ）内の割合及び金額。

第 2—3 高齢者福祉サービスの充実

介護保険サービス以外のサービスについて、次のような施策を高齢者福祉サービスとして実施します。

(1) 生活支援サービスの充実

一人暮らし高齢者や高齢者世帯及び寝たきり高齢者などの見守りや、配食などの多様な生活支援サービスを、町社会福祉協議会等が実施主体となって、民生委員・児童委員、白子スマイルクラブ、ボランティアなどの協力を得て実施していきます。

具体的取り組み	内容・方向性
①配食サービス	概ね 75 歳以上の見守りが必要な一人暮らし高齢者宅に、ボランティアが町健康づくりセンターにおいて作ったお弁当を定期的(月 2 回)に訪問して、栄養バランスのとれた食事を提供するとともに利用者の安否確認を行います。
②紙おむつの支給	在宅の高齢者等で、介護保険制度の要介護 4・5 の認定を受けた常時失禁している方に年 4 回支給し、在宅介護及び経済的な負担軽減を図ります。
③外出支援サービス	○外出支援サービス 単独での移動が困難で 65 歳以上の世帯員のみで構成されている世帯の方で障がい者か介護保険法による認定を受けた方、あるいは腎臓機能障害で通院により人工透析を受けていて家族による送迎ができない方を対象とします。
	○らくらくタクシー 町内での移動が困難な 75 歳以上の世帯員のみで構成されている世帯の方に対して、日常生活の利便と社会参加の促進を図るために送迎サービスを行います。
④緊急通報システム	65 歳以上の一人暮らし高齢者世帯や日中独居者で心臓病などの発作を伴う疾病を有する高齢者等に対し、緊急通報装置を貸与し、急病や災害時等の緊急時における迅速かつ的確な対応を図るとともに、日常生活における不安感の解消を図ります。
⑤家族介護継続支援事業	家族介護慰労金の支給など、介護にかかるさまざまな負担の軽減を図ることにより家族介護の継続を支援します。

■実績・見込

項目	単位等	実績			第8期見込		第9期見込
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度	対見込	
①配食サービス	延べ配食数	843	831	763	1,248	未達成	860
	登録人数	41	39	36	52	未達成	42
②紙おむつの支給	延べ支給数	131	138	132	132	達成	135
	登録人数	35	39	33	33	達成	35
③外出支援サービス	延べ利用人数	761	604	480	1,150	未達成	550
	登録人数	24	23	23	30	未達成	30

(2) 認知症支援策の充実

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」※を軸に施策を推進していくことも必要です。

認知症家族同士の情報交換を行う交流会や、高齢者が認知症になっても、地域で安心して暮らすことができるよう、関係機関等との連携を図りながら、認知症状に関する知識や各種制度についての周知や利用に向けた支援等を行います。

さらに、認知症地域推進員の活動に含めて、認知症の方のみならず、町の高齢者全体の見守りネットワーク構築に努めるとともに、認知症に関する正しい知識と理解に基づき、通いの場における活動の推進など、予防を含めた認知症への「備え」としての取り組みを推進します。

※ここでの「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」、「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味です。

具体的取り組み	内容・方向性
①普及啓発・本人発信支援の充実	<p>○認知症サポーター 認知症サポーター養成講座及びステップアップ講座を開催します。また、講座を受講していただいた方について、認知症カフェの支援や、認知症カフェの中で本人ミーティング（分かち合い）開催時の支援につなぎます。</p> <p>○情報周知に関する取り組みの強化 認知症月間（9月）に住民への周知徹底を図ります。また、認知症疾患医療センターについて、ホームページと「認知症初期集中支援チーム」及び「認知症に関するチェックリスト」をパンフレットに掲載することで、周知を図ります。</p>
②夢・フレンドサロン事業	<p>高齢者同士の安否確認ネットワークや、閉じこもり、認知症予防、介護予防、生きがい対策等を目的としたサロンを3地区のふれあいセンターで行います。サロンの内容では、主に脳トレや指先を使った作業、作品作り・健康体操を取り入れ、仲間づくりや、脳の活性化につなげています。</p>
③日常生活自立支援事業の利用支援	<p>社会福祉協議会との連携を強化し、判断能力に不安を持った方々への日常生活上の金銭管理や福祉サービスの利用援助（代行、代理、情報提供）など必要に応じて、日常生活自立支援事業を活用し、高齢者等が地域で安心して生活できるよう多様なケースに対応できる体制づくりに努めます。</p>
④認知症ケアパス	<p>認知症の人の生活機能障がいの進行に合わせて、どのような医療・介護サービスを受けることができるのか、具体的な機関名やケア内容等を記した認知症ケアパスが広く活用できるように広報・啓発活動を行います。</p>
⑤認知症初期集中支援チーム	<p>複数の専門職が、認知症の人やその家族の状況など情報収集し、認知症の専門医による鑑別診断等を踏まえ観察評価し、初期の支援を包括的・集中的に行います。</p>
⑥認知症地域支援推進員	<p>専門職が、認知症初期集中支援チームの一員として、医療機関、介護サービス事業所等との連携支援や、認知症の人やその家族に支援を行います。</p>
⑦家族等への支援	<p>○認知症カフェの推進 認知症の人やその家族が、地域の人等と交流を図り、認知症に関する正しい知識や理解を相互におこなえる場として、認知症カフェを実施します。また、認知症カフェに関する広報・啓発活動も行います。</p>
⑧成年後見制度の利用促進	<p>判断能力が十分でなく、財産管理や福祉サービスの利用などを自分で行うことが困難な認知症高齢者等に対し、成年後見制度の利用について適切に支援するとともに、必要に応じて成年後見制度利用支援事業を活用するなど、意思決定の不十分な方々を支援します。</p>

■実績・見込

項目	単位等	実績			第8期目標		第9期目標	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度	対目標		
①普及啓発・本人発信支援の充実	認知症サポーター	養成講座 新規受講者数	0	6	6	10	未達成	30
		ステップアップ 講座開催回数	0	0	0	1	未達成	1
	認知症もの 忘れ相談	開催回数	0	0	0	4	未達成	0
⑦家族交流会	開催回数	6	5	0	6	未達成		

(3) 入居施設等の確保

介護保険施設以外の施設について、高齢者が要介護状態になるのを予防し、また悪化を防ぐことにより、地域における自立生活を支援する施設として、次のような施設があります。

特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数

○有料老人ホーム（2施設 32名）

○サービス付き高齢者向け住宅（1施設 24名）

具体的取り組み	内容・方向性
①養護老人ホーム	環境上及び経済上の理由により、居宅において生活することが困難な高齢者を入所措置する施設です。
②ケアハウス	食事、入浴、緊急時の対応や必要に応じて、介護保険サービスを利用することにより生活を継続させる施設です。
③有料老人ホーム	高齢者を入所させて、食事、入浴等の生活サービスを提供する施設で老人福祉施設に該当しない施設です。
④サービス付き高齢者向け住宅	介護医療と連携して、高齢者の安心を支えるサービスを提供する住宅です。安否確認と生活相談サービスが受けられます。

基本目標3 活動的で充実した暮らしづくりの推進

(1) 生涯学習・文化活動

いつまでも生きがいに満ちた生活が送れるよう、多様化・高度化する学習ニーズに対応しつつ、学習機会の確保・充実に努めます。また、社会福祉協議会等と連携しながら交流活動の促進を図り、高齢者の社会参加の促進と閉じこもりの防止に努めます。

具体的取り組み	内容・方向性
①学習機会・内容の充実	学習需要の高まりや多様化に対応するため、生涯学習拠点である「白子町青少年センター」を中心に、高齢者の学習ニーズに応じた講座の開設に努めるとともに、参加しやすい体制づくりに努めます。
②指導者の発掘・育成	住民の中から様々な学習や文化活動における講師や指導者となる人材を発掘、育成し、生涯学習及び文化活動の幅を広げます。
③自主的な活動の支援	自主的な文化活動サークルの育成及び活動支援を行い、文化活動を通じて生きがいづくりや地域の仲間づくりを促進します。

(2) スポーツ・レクリエーション活動

町民の多様なニーズに対応しながら、生涯を通じてスポーツやレクリエーション活動に親しむ環境づくりを推進して、高齢者の体力づくりにつなげます。

併せて、活動に様々な交流の促進を図ることにより、健康寿命を伸ばし、高齢化しても、心身ともに健康でいきいきとした活動的な暮らしがつづけられるよう支援します。

具体的取り組み	内容・方向性
①スポーツの普及促進	高齢者の誰もが、体力や能力に応じて気軽に運動を楽しめるよう、スポーツの普及に努めます。
②各種大会の開催と参加促進	運動会等へ的高齢者の参加や高齢者グループによる大会の開催などを促進し、高齢者の心身の健康と世代間交流の促進を図ります。
③サークル活動への支援	自主的な運動サークルの活動を支援し、活性化を図るとともに、地域支援事業のメニューの活用を促進し、参加者の確保や活動機会の充実に努めます。

(3) 白子スマイルクラブ活動

白子スマイルクラブ活動の活性化を図り、高齢者の積極的な社会参加と地域づくりへの参画を促進します。

具体的取り組み	内容・方向性
①活動の活性化	白子スマイルクラブ及び単位スマイルクラブの活動を支援するとともに、率先して活動に参加する会員の養成に力を入れ、自主的な活動の活性化を図ります。
②リーダーの育成	研修の実施や若手世代の役職への登用など、クラブ活動を牽引するリーダーの育成を図ります。
③活動内容の周知による加入促進	広報誌やホームページ等において白子スマイルクラブの活動内容を周知するなど、地域になじみの薄いサラリーマンOBや転入高齢者等の未加入者に加入促進を図ります。

■実績・見込

項目	単位等	実績			第8期目標		第9期目標
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度	対目標	
白子スマイルクラブ	延べ利用人数	122	223	361	800	未達成	470
	会員数	110	96	92	145	未達成	110

(4) ふれあい・交流事業

社会福祉協議会を中心に、民生委員やボランティア等の協力のもと、高齢者同士の交流や世代間のふれあいの機会を充実させ、高齢者が地域の中で生きがいにあふれた暮らしを送ることができるよう促進します。

具体的取り組み	内容・方向性
① 高齢者同士の交流促進	閉じこもりがちな高齢者等を対象に、「ふれあいセンター」等において、様々な交流活動を実施します。
	○夢・フレンドサロン 高齢者を対象に、「ふれあいセンター」にてレクリエーションや体操・趣味活動等を行い、仲間づくりや生きがいづくりを促進します。
	○いきいきサロン 閉じこもりがちな高齢者を対象に、「ふれあいセンター」等で会食会を開催し、高齢者の孤独感の解消を図ります。
	○自主的な活動 気心の知れた高齢者同士の自主的な活動に「ふれあいセンター」を活用するとともに、その活動が継続的、発展的に行われるよう助言を行います。
② 世代間交流の促進	白子スマイルクラブ、フレンドサロン活動を中心に折り紙などの昔ながらの遊びや、ミニ運動会などを通して保育園児との交流機会を充実させ、高齢者と子どもたちのふれあいを図ります。
	○ひとり暮らし高齢者への手紙 一人暮らし高齢者の安否確認及び心の交流を目的とした児童作成の年賀状を郵便局員の協力を得て手渡しでお届けします。

■実績・見込

項目	単位等	実績			第8期目標		第9期目標
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度	対目標	
夢・フレンドサロン	参加者数	192	313	600	800	未達成	630
	登録人数	55	45	50	65	未達成	55

(5) 就労対策

高齢者の持つ経験や知識、技術等を活かすために、シルバー人材センターの充実を図るとともに、関係機関等と連携しながら、高齢者が働き続けることのできる環境づくり等を積極的に促進します。

具体的取り組み	内容・方向性
①シルバー人材センターの充実	定年退職後の高齢者の就労の機会を確保し、生きがいづくりや社会参加の促進を図るため、関係機関と連携しながら、高齢者の能力を生かすことのできる委託業務の確保に努めます。
②高齢者農業の支援	本町の農業を支えている高齢者の就業継続を支援し、収入の確保とともに高齢者の健康づくりと生きがいづくりを促進します。

(6) 地域活動の担い手としての高齢者活躍支援

高齢者の増加に伴い、地域活動における高齢者の役割がますます大きくなってきていることから、元気な高齢者が能力をいかしながら地域活動の担い手として活躍する地域づくりを進めます。

具体的取り組み	内容・方向性
①指導者・リーダーの育成	生涯学習や文化・スポーツ活動、あるいは学校教育等の場において住民を指導することのできる高齢者の発掘・育成を図ります。 また、率先して地域活動に参加し、リーダーシップをとっていく高齢者の育成を図ります。
②ボランティア活動の促進	ボランティアセンターを中心としてボランティア団体の活動支援や情報提供、相談受け付けなど、気軽にボランティア活動に参加できる体制づくりに努め、高齢者自身が介護や福祉をはじめ、まちづくりの担い手として活躍できるよう、シルバーボランティアの活性化を図ります。

基本目標 4 高齢者の安全の確保と尊厳の保持

(1) 防災対策

災害弱者である高齢者の安全を確保するため、地震、津波、台風、火災等の災害に対し、迅速かつ的確に対応できる体制づくりと日常からの連帯感の醸成及び防災意識の啓発に努めます。

具体的取り組み	内容・方向性
①自主防災組織の充実	災害発生時の地域住民による迅速な避難・救助活動が行えるよう、地域住民による自主防災組織の活動促進を図り、防災体制の強化と住民相互の連帯意識の醸成に努めます。
②防災意識の啓発	高齢者を対象に防災訓練や講習会を実施するなど、防火・防災に関する知識の普及と防災意識の啓発に努めます。
③避難行動要支援者の把握	関係機関等と連携し、個人情報の保護に配慮しながら、高齢者の実態把握や情報共有を図り、いざというときの高齢者の安全確保に努めます。

■実績・見込

項目	単位等	実績			第8期目標		第9期目標
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度	対目標	
防災訓練	開催回数	1	1	1	1	達成	1

(2) 感染症対策の促進

新型コロナウイルス等の感染症から高齢者の命を守り、心と体の健康を保つため、関係機関と連携した備え・支援・応援体制の構築について検討していきます。

具体的取り組み	内容・方向性
①感染症対策の促進	新たな感染症の流行・拡大を防止するため、「新しい生活様式」の実践に関する周知・啓発を実施します。また、介護事業所等と連携した感染症対策についての周知啓発、研修、訓練を実施するとともに、必要な物資の備蓄・調達体制の整備や、国や県、関係機関と連携した支援・応援体制の構築について検討していきます。

(3) 交通事故防止対策

高齢者に配慮した環境の整備に努めるとともに、交通安全教室への参加を呼びかけ、交通安全意識の普及・啓発に努めます。

具体的取り組み	内容・方向性
①交通安全意識の普及・啓発	白子スマイルクラブ、交通安全母の会等と連携を図り、交通安全教育を推進し、交通安全意識の普及・啓発に努めます。
②歩道・交通安全施設等の整備	歩行者等の安全な通行を確保するため、段差のない歩道整備を促進します。

(4) バリアフリー化の推進

加齢等による身体機能の低下や障がいが生じた場合でも、できる限り住み慣れた地域で自立した在宅生活が営めるよう、バリアフリー化の推進による高齢者にやさしい環境づくりを図ります。

そのため、役場をはじめ、既存公共施設や道路、公園等について、県の福祉のまちづくり条例に基づき、スロープやエレベーター、障がい者用トイレの設置等を行い、バリアフリー化を進めます。

(5) 高齢者虐待の防止と権利擁護

高齢者の尊厳が守られ、地域で安心して暮らすことができるよう、高齢者虐待の防止に努めるとともに、関係機関等との連携を図ります。

本町では、介護家族に対する交流促進や相談体制の強化など虐待の発生予防に努めるとともに、虐待の関係機関等との連携を強化することで早期発見・早期対応に努めています。

引き続き、平成17年に制定された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」に即した適切な対応と住民への意識啓発を図っていきます。また、地域全体で虐待の予防、早期発見・早期対応に向けた取り組みを強化するため、高齢者虐待防止ネットワーク設置に向けた検討を進めます。

具体的取り組み	内容・方向性
①高齢者虐待防止ネットワークの設置	関係機関や各種団体、事業者等により構成する「高齢者虐待防止ネットワーク」設置に向けて検討します。
②虐待の発生予防	高齢者虐待の原因のひとつとされる介護疲れの軽減を図るため、介護している家族同士の交流促進や相談体制の強化など、介護家族に対する支援の充実に努めます。
③成年後見制度利用支援事業	配偶者又は2親等以内の親族がいないなどで、成年後見制度の利用ができない方について、町長が本人等に代わり申立てを行うほか、経済的な理由から申立て経費や後見人などへの報酬が支払えない方には、その経費を助成します。

(6) 白子町成年後見制度利用促進基本計画

■現状と課題

現在、本町では、核家族化の進行とともに高齢独居・夫婦世帯が増加しています。そして、高齢による認知機能の低下や知的障がいその他の精神上的障がいが加わり、財産の管理や日常生活等に支障がある高齢者の成年後見制度利用支援事業の利用が増えています。そのため、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に基づく「白子町成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、認知症高齢者や知的・精神障がい者の財産管理だけでなく、地域での日常生活等を社会全体で支えられるよう、成年後見制度の活用を推進します。

なお、地域共生社会の実現、権利擁護の推進のため、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」や「障がい福祉計画」と一体的に進めていきます。

■今後の方針

白子町に暮らす認知症等により判断能力が十分でない者の権利を守り安心して暮らせるよう、成年後見制度等の利用について相談に応じ、関連する情報を周知することで利用促進を図ります。

また、中核機関を設置し、関係機関との連携及び後見人等の支援を行い、権利の行使を援助する仕組みづくりを以下の取り組みにより進めます。

具体的取り組み
① 成年後見制度の広報・周知活動
② 権利擁護支援が必要な人の発見・支援
③ 後見人候補者の受任調整等の支援
④ 後見人等に対する支援
⑤ 関係機関や団体等との連携体制の構築
⑥ 意思決定支援・身上保護を重視した運用体制の構築

(資料)

1. 白子町ひまわり長寿プラン策定委員会委員名簿

番号	委嘱区分	選出委員	氏名	備考
1	医療・保健	茂原市長生郡医師会 安藤医院 院長	安藤 五 徹	
2		外房薬剤師会 有限会社 山本薬局	山本 和 広	
3	福 祉	白子町社会福祉協議会長	岡 澤 孝	会 長
4		白子町民生委員・児童委員 協議会代表	齋 藤 信 行	副会長
5		白子町ボランティア連絡 協議会代表	長 島 一 男	
6	被保険者代表	白子スマイルクラブ 連合会代表	中 西 貞 夫	
7		白子町女性の会代表	荒 井 満 恵	
8	費用負担関係者	K&Oヨウ素株式会社	若 杉 太 市	
9	学識経験者	白子町議会議員 厚生文教常任委員会副委員長	大 塚 貴 充	
10	介護サービス 等事業者	社会福祉法人優愛会理事長	片 岡 昭	

2. 策定経過

年 月 日	項 目	内 容
令和5年2月	在宅介護実態調査	日常生活や社会参加、支援のニーズ等の把握
令和5年2月	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	家族や親族からの介護の現状や支援のニーズ、介護者の負担等の把握
令和5年8月31日	策定委員会	計画策定の概要について
令和5年12月14日	策定委員会	計画素案について
令和5年12月20日 ～令和6年1月5日	パブリックコメント	町ホームページや役場窓口による町民意見の募集
令和6年2月8日	策定委員会	計画素案の最終とりまとめについて

白子町ひまわり長寿プラン

第10期高齢者福祉計画

第9期介護保険事業計画

令和6年3月

発行 白子町

編集 健康福祉課

〒299-4292 千葉県長生郡白子町関 5074 番地の2

TEL 0475-33-2113

<http://www.town.shirako.lg.jp/>